

# 会 議 の 経 過

開 議 午前10時00分

令和元年6月6日（第1日目）

議 長（佐藤孝悟君）

おはようございます。

ただいまから令和元年平泉町議会定例会6月会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸報告を行います。

はじめに、議長から諸般の報告を行います。

本定例会6月会議に町長から提出された議案は、お手元に配付した議案送付書のとおり受理したので報告いたします。

次に、監査委員から平成31年2月分から4月分までの現金出納検査の結果についての報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたからご了承願います。

次に、本定例会6月会議に説明員として出席する者の職氏名を一覧表にしてお手元に配付しておきましたからご了承願います。

次に、定例会3月会議以降の報告事項については、印刷してお手元に配付したとおりですのでご了承願います。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

続いて、一部事務組合議会議員から、一部事務組合議会の報告を求めます。

一関地区広域行政組合議会の報告を行います。

一関地区広域行政組合議会議員、真竈光幸議員。

真竈光幸議員。

5 番（真竈光幸君）

一関地区広域行政組合議会につきまして、報告を申し上げます。

一関地区広域行政組合議会定例会が平成31年3月22日に行われました。そのことにつきまして、報告を申し上げます。

一関地区広域行政組合副議長、升沢博子、議員、真竈光幸であります。

23ページの裏面をご覧いただきたいと思います。

付議事件は、議案第1号から第5号までで、出席議員全員の賛成におきまして、全ての議案が原案のとおり可決をされました。

議案第1号、内容につきましては、平成31年3月31日をもちまして、紫波、稗貫衛生処理組合が解散することに伴い、岩手県市町村総合事務組合規約により、紫波、稗貫衛生処理組合を削除するものであります。

次に、26ページをご覧ください。

議案第2号は、釣山斎苑及び千厩斎苑の指定管理者の指定についてであります。指定管理者は記載のとおりであります。

30ページをご覧ください。

次の議案第3号につきましては、千厩斎苑の冷房設備について、かねてより利用者から要望のありましたエアコンの設備工事費について歳入歳出総額2,103万2,000円を補正するものであります。

なお、今月19日に設置工事が完工する予定でありますことをつけ加えて報告いたします。

議案第4号、平成31年度一般会計予算は、歳入歳出総額24億5,751万4,000円とするものであり、詳細につきましては、33ページから48ページに記載のとおりでございます。

議案第5号、平成31年度介護保険特別会計予算は、事業勘定を歳入歳出総額154億8,880万5,000円、サービス勘定の歳入歳出総額を3,491万4,000円とするものであり、詳細につきましては、52ページから67ページの記載のとおりでありますので、お目通しをいただきます。

つけ加えまして、ごみ処理の現状でございますが、人口減少に伴い排出量はおおむね年間一、二%前後で減少しております。ごみ処理の経費につきましても、平成25年では年間18億4,000万円、1人当たりの処理単価が1万3,800円でありましたが、平成29年度実績におきましては16億円台で推移しており、1人当たりの処理単価も1万3,000円を下回っています。将来人口の見通しにつきましては、10年後に一関市が10万人を割り込み、平泉も6,400人台になるなど、一関地区広域行政組合構成市町の人口が現状よりも2万3,000人、18.2%減少すると見込まれております。このことにより将来の焼却対象ごみ処理料につきましても、現状より6,000トン、最終処分対象ごみも1,000トン減少することが見込まれております。

こういった経過を踏まえまして、将来の推計を踏まえまして、実績数値をもとに改めて将来推計を行い、一般廃棄物処理を推進していくこととしております。

以上で一関地区広域行政組合議会の報告を終わります。

議長（佐藤孝悟君）

以上で一部事務組合議会議員からの報告を終わります。

続いて、町長から行政報告をお願いいたします。

青木町長。

町長（青木幸保君）

おはようございます。

それでは、行政報告をさせていただきますが、入る前に1カ所訂正をお願い申し上げたいと思います。

ページが69ページになります。

下から2行目の5月27日、郵便局との包括協定締結式とありますが、締結式は7月1日になりまして、この日は打ち合わせということになります。おわびを申し上げながら訂正させていただきます。よろしくをお願いいたします。

それでは、行政報告をさせていただきます。

68ページになります。

3月11日、陸前高田市におきまして東日本大震災追悼式が行われております。

3月24日になります。鳥獣被害対策研修会が当町で行われております。

4月1日になります。年度初め式と同時に4月1日が新消防団長に辞令交付をさせていただいたところであります。千葉勇夫消防団長であります。

次のページになります。

4月17日、岩手県の高校教育を考えるフォーラムが開催されております。

4月20日、西行桜の森まつりであります。多くの方々にご参加をいただき、植樹と同時に桜まつりをさせていただいたところであります。

4月26日、放射線対策本部会議が開催されております。

5月1日、藤原四代公追善法要と同時に開山大師藤原四公の法要も行われております。毛越寺と中尊寺です。最初の分が中尊寺、そして開山大師藤原四公報恩法要は毛越寺であります。

5月2日になります。天皇ご即位慶祝世界平和祈願法要が中尊寺で開催されております。

5月12日になります。富岡八幡宮の神饌田お田植え式が町内で行われております。

あと、同時に13日になります。春の全国交通安全運動、黄色い羽根配布活動が行われております。

同じ5月13日になりますが、「金色の風」豊作祈願祭と同時に田植え式が金ヶ崎町で行われました。

5月21日から7月までの地域懇談会の開催がスタートしたということになります。地域地域で多くの方々にご出席をいただきながら、さまざまな提言、要望等を伺っているところであります。

5月27日になります。一関地方農林業振興協議会の総会が開催されております。

5月30日になります。平泉きらめきごはん推進店等認定式が行われております。

6月1日になります。三陸復興プロジェクト2019オープニングセレモニーが釜石市で行われております。

6月2日になります。IBC平泉ウオークが開催されております。今回、第12回ということになります。600名を超える多くの方々にご参加をいただいたところであります。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

以上で町長の行政報告を終わります。

これで諸報告を終わります。

これから本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。この日程を進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定しました。  
直ちに本日の日程に入ります。

---

議 長（佐藤孝悟君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、6番、高橋伸二議員、7番、升沢博子議員を指名します。

---

議 長（佐藤孝悟君）

日程第2、会議期間の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会6月会議の会議期間は、本日から6月13日までの8日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

したがって、会議期間は本日から6月13日までの8日間に決定しました。

なお、会議期間中の会議予定につきましては、お手元に配付してある会議日程によりたいと思いますので、ご了承願います。

---

議 長（佐藤孝悟君）

日程第3、報告第3号から、日程第5、報告第5号まで、報告案件3件を一括議題とします。

町長より報告を求めます。

青木町長。

町 長（青木幸保君）

それでは、報告案件3件につきましてご説明をいたします。

議案書の1ページをお開きください。

報告第3号、繰越明許費繰越計算書についてでございます。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成30年度繰越明許費に係る歳出予算の繰り越しについて別紙のとおり報告をいたします。

議案書2ページをお開きください。

平成30年度平泉町一般会計繰越明許費繰越計算書。

2款総務費、1項総務管理費、事業名、町有地調査測量事業。

金額、47万7,000円。翌年度繰越額、47万7,000円。

10款教育費、2項小学校費、事業名、空調設置事業。

金額、9,924万9,000円。翌年度繰越額、9,924万9,000円。

3 項中学校費、事業名、空調設置事業。

金額、4,225万8,000円。翌年度繰越額、4,225万8,000円。

5 項社会教育費、事業名、社会教育施設整備事業。

金額、1,432万8,000円。翌年度繰越額、1,432万8,000円。

11 款災害復旧費、1 項土木施設災害復旧費、事業名、土木施設災害復旧（単独）。

金額、59万3,000円。翌年度繰越額、59万3,000円。

土木施設災害復旧（補助）。

金額、1,452万3,000円。翌年度繰越額、1,452万3,000円。

事業合計金額、1 億7,142万8,000円。翌年度繰越額、1 億7,142万8,000円。

それぞれの事業の財源の内訳は記載のとおりでございます。

次に、議案書 3 ページをお開きください。

報告第 4 号、繰越明許費繰越計算書についてでございます。

地方自治法施行令第146条第 2 項の規定により、平成30年度繰越明許費に係る歳出予算の繰り越しについて別紙のとおり報告する。

議案書 4 ページをお開きください。

平成30年度平泉町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書。

1 款下水道事業費、1 項下水道事業費、事業名、企業会計移行業務委託事業。

金額、888万9,000円。翌年度繰越額、888万9,000円。

財源の内訳は記載のとおりでございます。

次に、議案書 5 ページをお開きください。

報告第 5 号、繰越明許費繰越計算書についてでございます。

地方自治法施行令第146条第 2 項の規定により、平成30年度繰越明許費に係る歳出予算の繰り越しについて別紙のとおり報告する。

議案書 6 ページをお開きください。

平成30年度平泉町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書。

1 款農業集落排水事業費、1 項農業集落排水事業費、事業名、企業会計移行業務委託事業。

金額、888万9,000円。翌年度繰越額、888万9,000円。

財源の内訳は記載のとおりでございます。

以上のとおり報告をさせていただきます。

議長（佐藤孝悟君）

以上で報告を終わります。

ただいまの報告は議決を必要とするものではありませんが、特に質問があれば発言願います。

9 番、佐々木雄一議員。

9 番（佐々木雄一君）

2 ページの災害復旧費でございますが、これは丸々繰越明許になった事情についてどのような事情なのか。全然進んでいない状況だと思うのですが、そこら辺の事情をお知らせ願います。

議 長（佐藤孝悟君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

こちらは、町道南郷線の災害復旧工事でごさいます、のり面を削って復旧するというごさいます、その山が保安林になっておりまして、その解除の手續に時間を要しまして、手をつけられないという状況でしたので、そのまま繰り越したということごさいます。

議 長（佐藤孝悟君）

そのほかになければ、進行いたします。

---

議 長（佐藤孝悟君）

日程第6、議案第27号から、日程第13、議案第34号まで、条例案件1件、事件案件6件、補正予算案件1件、以上、合計8件を一括議題とごさいます。

本案について提案理由の説明を求めます。

青木町長。

町 長（青木幸保君）

条例案件1件、事件案件6件、補正案件1件、計8件につきましてご説明をいたします。

最初に、議案書の7ページをお開きください。

議案第27号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例でごさいます。

提案理由でごさいます、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正により、災害援護資金の貸し付けに係る運用が改善されたことに伴い、所要の整備を図ろうとするものごさいます。

次に、議案書の8ページをお開きください。

議案第28号、町道祇園線道路改良工事（その1）の請負契約の締結に関し議決を求めることについてごさいます。

町道祇園線道路改良工事（その1）の請負契約の締結に関し、次のとおり契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めようとするものごさいます。

契約名、町道祇園線道路改良工事（その1）。

工事場所、岩手県西磐井郡平泉町平泉字更の上地内。

契約金額、1億4,300万円。

請負者、住所、岩手県西磐井郡平泉町平泉字鈴沢4番地1。氏名、朝田建設株式会社、代表取締役、朝田豪ごさいます。

次に、議案書の9ページをお開きください。

議案第29号、東北自動車道（仮称）平泉スマートインターチェンジ整備事業及び町道祇園線函渠新設事業の実施に関する令和元年度契約の締結に関し議決を求めることについてごさいます。東北自動車道（仮称）平泉スマートインターチェンジ整備事業及び町道祇園線函渠新設事業の実施に関する令和元年度契約の締結に関し、次のとおり契約を締結するため、地方自治法第96条第

1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めようとするものでございます。

契約名、東北自動車道（仮称）平泉スマートインターチェンジ整備事業及び町道祇園線函渠新設事業の実施に関する令和元年度契約。

工事場所、岩手県西磐井郡平泉町平泉字祇園地内。

契約金額、2 億 1,709 万 2,179 円。

受託者、住所、岩手県北上市鬼柳 16 地割 73 番地 2。氏名、東日本高速道路株式会社東北支社北上管理事務所長、道上義仁でございます。

次に、議案書の 10 ページをお開きください。

議案第 30 号、財産の取得に関し議決を求めることについてでございます。次のとおり財産を取得するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めようとするものでございます。

取得する目的、マイクロソフトによる Windows OS の延長サポート期間の終了に伴い、現在使用している事務用パソコン及び事務用ソフトウェアを更新し、情報セキュリティの確保を図ることを目的といたします。

取得する財産、事務用パソコン及び事務用ソフトウェア 127 台。

契約金額、1,664 万 7,498 円。

契約の相手方、住所、岩手県盛岡市本宮三丁目 36 番地 45 号、氏名、リコージャパン株式会社、販売事業本部、岩手支社、岩手営業部、部長、遠藤徹。

納入期限、令和元年 9 月 30 日。

納入場所は平泉町役場でございます。

次に、議案書の 11 ページをお開きください。

議案第 31 号、財産の取得に関し議決を求めることについてでございます。

次のとおり財産を取得するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めようとするものでございます。

取得する目的、老朽化した水槽付消防ポンプ自動車（一関西消防署平泉分署配備）を更新し、常備消防の消防防災力の強化を図ることを目的とする。

取得する財産、水槽付消防ポンプ自動車 1 台。

契約金額、5,555 万円。

契約の相手方、住所、岩手県一関市山目字中野 34 番地 2、氏名、株式会社古川ポンプ製作所、一関支店、支店長、千葉幸哉。

納入期限、令和 2 年 3 月 27 日。

納入場所は平泉町平泉地内でございます。

次に、議案書の 12 ページをお開きください。

議案第 32 号、財産の処分に関し議決を求めることについてでございます。

次のとおり財産を処分するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めようとするものでございます。

処分する目的、平泉高田前工業団地事業所用地の売却。

処分する財産、財産の所在及び数量、平泉町平泉字宿41番16、宅地1,160.69平方メートル、平泉町平泉字宿41番14、雑種地169平方メートル、2筆合計地積、1,329.69平方メートル。

処分予定価格、1,016万9,000円。

契約の相手方、住所、岩手県奥州市衣川池田79番地1、氏名、有限会社平安輸送、取締役、岩淵常男。

処分の方法は売り払いでございます。

次に、議案書の13ページをお開きください。

議案第33号、あっせんの申立に関し議決を求めることについてでございます。

次のとおりあっせんの申し立てをするため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めようとするものでございます。

提案理由でございますが、東京電力ホールディングス株式会社原子力発電所事故による損害賠償請求に係るあっせんの申し立てをするためでございます。

次に、議案書14ページをお開きください。

議案第34号、令和元年度平泉町一般会計補正予算（第2号）でございます。

元号を改める政令の施行に伴い、令和元年5月1日以降の平成31年度予算全体における元号の表示は令和に統一する。

令和元年度平泉町の一般会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ88万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億8,542万4,000円とする。

第2条。地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は第2表、継続費による。

第3条。地方債の変更は、第3表、地方債補正によるとしようとするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（佐藤孝悟君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

議案第27号から議案第34号まで、ただいま説明のあった議案につきましては、最終日の本会議で担当課長の補足説明を求め、議決したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。



したがって、議案第27号から議案第34号まで、条例案件1件、事件案件6件、補正予算案件1件につきましては、最終日の本会議で議決することに決定しました。

---

議長（佐藤孝悟君）

日程第14、一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

通告1番、寺崎敏子議員、登壇質問願います。

11番、寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

それでは、通告1番、寺崎敏子でございます。

久々の通告でございます、ちょっと戸惑っておるところですが、まさかの1番というところもありまして。

まず、さきに通告しておきました大人のひきこもり対策について、大きい1番でございます。

次の2番は、不登校児童生徒への行政支援についてということで教育長にお伺いいたします。

まず、第1番でございます。大人のひきこもり対策について。

今、非常に情報の中で、地域社会、全国的にこのひきこもりについて間違った解釈とか、そういうところもあったので、どのようにきょうは質問したらいいかなということで、ちょっと戸惑ったのですが、間違った解釈の中ではなくて、岩手県の実態、それに対して平泉はどのように向かっていくかというところを視点として、きょうは質問させていただきたいなというふうに思っております。

大人のひきこもりは、さまざまな要因によって長期化すると家庭以外の社会とのつながりが困難となる。全国的にも危惧されているが、この施策について本町としてはどう講ずるのか、次の3点について町長にお伺いいたします。

まず1番、大人のひきこもりの定義と本町の現状を伺いたいと思います。

2番、長期化、深刻化すればするほど支援が難しくなることはどなたも承知しておりますが、その辺の認識はどうされているのかということをお伺いいたします。また、ひきこもりによって引き起こる課題もどのような課題があるか、その見解を伺いたいと思います。

（3）番として、行政支援として今後の施策をどう講じていくのかということで、ここは非常に大事なところではないかなというところで思っております。

2番でございます。大きい2番です。不登校児童生徒への行政支援についてということです。不登校と大人のひきこもりの非社会的な特徴は類似する部分が多いのではないかと。この問題は社会が不登校に対する危機感や問題意識を高く持った施策が必要であると考えます。

そこで、本町の現状と行政支援について、次の3点について教育長に伺いたいと思います。

本町の不登校の現状をどのように認識されているのか。また、その課題について伺いたいと思います。2番、教育委員会では、不登校支援について学校現場と具体的に議論というか、話し合いはされているのか。その対策は何か伺いたいと思います。3番、行政支援の必要性は言うまで

もなく、今後どのような視点に立って支援されるのか伺いたいと思います。

以上でございますので、明快なご答弁をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは、寺崎敏子議員からの質問にお答えをいたします。

1番の大人のひきこもり対策についてのご質問の、大人のひきこもりの定義と本町の現状についてのご質問にお答えをいたします。

まず、先ほどのご質問にもありましたひきこもりの定義といいますと、やはりさまざまな多岐にわたっておりますので、一定した定義というものはなかなか難しいところがあるというふうに思っております。ひきこもりは、さまざまな要因の結果として社会参加を回避し、原則的には6カ月以上にわたって、おおむね家庭にとどまり続けている状態を示すというふうに思います。言葉で言う場合は、そういうことになるかと思えます。

ひきこもりの現状を正確に把握することは大変困難ではありますが、昨年、岩手県が行った調査では、県内では15歳以上で1,616人が引きこもっているという結果が出ております。個別の市町村の数は公表されてはおりませんが、平成27年の15歳以上の非労働力人口の割合で単純に計算しますと、本町では25人前後の方がいらっしゃるかと推測されます。

次に、（2）の長期化・深刻化するほど支援が難しくなることの認識は、またひきこもりによって引き起こる課題は何かのご質問にお答えをいたします。

ご指摘のとおり、ひきこもりは長期化・深刻化するほど支援が難しくなると認識しております。身体的並びに心理・社会的な健康に深刻な影響を与えます。身体的には衛生面、栄養面での問題や身体的機能の低下などが懸念されます。また、心理・社会的には年齢相応の学習や社会的体験の機会を逃すだけでなく、就労への障害となりやすいことなどもあります。さらに、長期化によって支援してくれる親や親戚も高齢化してしまい、80代の親が50代の子の面倒を見る8050問題のように、支援者側の力が衰えたり、亡くなって、ますます孤立してしまうため、ひきこもりの早期支援が課題となります。

次に、（3）の行政支援として今後の施策をどう講ずるのかのご質問にお答えをいたします。

ひきこもりに対する支援につきましては、保健センターがこころの相談窓口となって随時相談を受けています。また、相談窓口一覧表を作成し、全戸配布して住民に周知したり、今年度は全行政区で行う健康教室でひきこもりについての説明や相談窓口を周知することにより、少しでも支援につなげようとしております。そのほか町や一関保健所では、こころの健康相談を開催し、専門医師による相談や地域生活支援事業の相談支援事業や民間の支援機関につなげております。必要に応じて、一関保健所など関係機関と連携して家庭訪問したり、病院関係者なども含めて個別のケース会議の開催により対応を検討するなど、相談支援体制の充実を図ってまいります。

私からは以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

2番目の不登校児童生徒への行政支援についてのご質問にお答えをいたします。

（1）の本町の不登校の現状についての認識、（2）の教育委員会としての不登校支援について、学校現場と具体的に議論されているか、その対策は、（3）の行政支援の必要性は言うまでもなく、今後どのような支援に立って支援されるのかといった3点の質問でございますが、はじめに、不登校の現状と教育委員会による不登校支援について、昨年度の不登校児童生徒数をもとに述べさせていただきます。

1年間で30日以上を不登校というふうに規定するというふうになっておりますが、小学校では3名、中学校では3名ございました。このほかに一月に7日以上欠席したことがある生徒が中学校に2名おりました。一月に7日というのは、毎月7日をずっと足しますと当然30を超えるわけですが、そうではなくて一月でも7日以上欠席があった、そういう児童生徒ということでございます。いずれの児童生徒についても、特別支援教育の視点を含めて精神面、生活面、学習状況等について本人に寄り添って、その児童生徒がどのような困難を抱えているか、学校、家庭がどのように配慮すべきかについて、家庭、学校が相談しながら指導支援を行いました。これらの指導や支援の内容については、毎月学校から報告されているところであります。

また、発達に何らかの障害を抱えている可能性がある場合や家庭生活や集団生活において、他者とのコミュニケーションがうまくとれないとか、ルールを理解がうまくできないなど集団生活における困難を抱えている児童生徒がいる場合は、家庭と学校からの要望によって関係機関による発達心理検査を個別に実施し、その児童生徒がどのような困難を抱えているのかを客観的に捉えられるように、教育委員会は検査者を学校に派遣しております。

いわゆる不登校の状態にある児童生徒の中には、発達に係る困難を抱えているものの、幼いころから長期間において家庭や学校ではなかなか気づかれぬまま進級・進学したケースが多くございます。例えばあるとき、欠席が長期化したり、教室に入ることができないことが何日か続いたりして、初めてその困難さに家庭や学校が気づくことができるというケースがそれに当てはまるわけでありまして。

将来に、その子が社会人として自立できるように、できるだけ早くから発達に係る支援をしていく必要があるということを家庭や地域社会が認識し、継続的に支援を受けられる環境を提供できるように、さらに関係機関が連携していく必要があると考えております。

さらに、今後の視点について述べます。

1つの視点は、学校でのいじめの認知についてでございます。学校が安心な場ではなく、不安な気持ちを抱えてしまうといったような場合があるわけではございますが、各学校においては、児童生徒が安心して教育を受けられる魅力ある学校づくりに取り組んでいただいておりますが、その中には、いじめのない学校、いじめを許さない学校が含まれます。いじめの積極的な認知については、今年度についても継続しております。

2つ目の視点は、特別支援教育の視点による児童生徒への配慮や支援についてです。特に、他人との距離のとり方が苦手であったり、環境の些細な変化に大きく影響を受けてしまったりしやすい児童生徒への配慮と支援を継続いたします。学校では、既に組織的・計画的な支援をするために個別の支援を要する支援計画や指導計画を作成し、必要に応じて進級時や進学時に活用しております。

3つ目の視点には、家庭での生活習慣の確立についてであります。子供の中には、オンラインゲームをやり過ぎてしまったり、動画サイト等を視聴し過ぎてしまったりして、体調を崩してしまうケースが社会的にも心配されております。家庭・学校・教育委員会が連携して、メディア利用に関して注意を促しているところでございます。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

それでは、再質問させていただいて、少し深めていきたいなというふうに思っております。

まず、担当課のところから、昨年いたしましたアンケート調査をもとにして、その中に市町村はいろいろと個人的なこともあるということで、県全体としてのアンケート調査の資料をちょっと見させていただいておりますので、それを中心に再質問させていただきたいなというふうに思っております。

まず、全体的にひきこもりの傾向が見られるという数字は、本町では25人前後ということでご答弁いただきましたが、この数字について、当局はどんなふうな認識を持たれているのかなというところをまずお聞きしたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

昨年行いました岩手県のアンケート調査は、民生児童委員さんを通じまして、家庭、各戸を訪問することはなく、民生児童委員さんが知り得る情報、もしくは何らかの情報を得ているものについて回答いただいたということで、それをもとに本町で計算すると25人前後ということで、もしかしたらもう少し多いかもしれないということも懸念しております。

いずれ、現在保健センター、それから一関保健所が個別に支援をしている方は10人くらいいらっしゃいます。その数から見ますと、若干25からは隔てておりますけれども、なかなかひきこもりということが社会的になかなか恥ずかしいことと申しますか、言いづらいことというご家族などの認識もありますので、なかなか表に出てこないという現状もあると思います。いずれそういうこともあって、できるだけ機会を設けて、いろんな情報を得たいということで今までも取り組んできた経過があります。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

町の事情はわかりました。

そうすると、今後この数値が増える可能性があるか、そういうところも含めてご答弁をお願いします。

議長（佐藤孝悟君）

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

あくまでも私たちが支援できるのは、ご家族、もしくは本人から支援を受けたいという希望がなければ、なかなかそれを把握することができないという現状があります。こちらから掘り起こしてひきこもりではないかとか、そういうことを言うと、逆に地域でのひきこもりも、ますます強くなるという状況もあると考えられますので、いずれなかなかそこら辺は難しいという現状があるということは確かですけれども、ただ、今後町としても保健センターとしても、特に地域での健康教室なども含めて、もう少し具体的な例を持ち出しながら、それから、それがおきると、いろんな社会的弊害がある、個人も家族も困るという状況をもう少しPRしながら、できるだけ支援につなげて、ひきこもり対策を充実させながら、できるだけ人数も減らしていきたいと考えております。

議長（佐藤孝悟君）

寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

とても大変な施策であろうかというふうには思います。今、具体的な例をというふうな話がありました。今その具体的な例というのは例えばどういうことを想定されるのか、ちょっと伺いたいと思いますが。

議長（佐藤孝悟君）

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

ひきこもりの具体的な対策、今までですと、例えば納税相談とか、それからあと、健康づくりの集いとか介護予防教室とか、いろんな行事を通じてのひきこもりのPRのパンフレットを配布したりとか、もちろん広報などもやっておりましたし、あと、それから関係機関との連携ということで一関保健所と連携しまして、どのような支援をしたらいいかという具体的な個別ケースなどの対応もやってきましたし、それから、あと民間団体の専門家の派遣支援とか、それから、あとどうしても就職ということがきっかけでひきこもるというケースもアンケート調査の結果でありましたので、それについては、いちサポといたしまして、そういうなかなかひきこもりなどもあって就職につながらない人方をサポートする機関もありますので、そういうところと連携しながら対応していくということになると思います。

そして、先ほども申し上げましたけれども、今年度からは21行政区で、地区の健康教室でひき

こもりの話題も出していきたいと考えております。特に、そのときには、ひきこもりとはどういう状態でどうして起こるかとか、本人の気持ちや家族はどう接すればいいのか、そして相談窓口はどこにあって、どのようにしたら支援が受けられるか、そこら辺を具体的に周知しながら支援につなげていきたいと考えております。

議長（佐藤孝悟君）

寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

そうなのです、そこなのです。具体的ということは、結局そういう情報はその家庭と本人と親たちが非常に苦しんでいるわけで、なかなか情報をとれないわけですね。相談に行くのにも社会的偏見があるので、なかなか第一歩が出ないわけですよ。そういうところで、地区の周りの人たちがそういうところをサポートできるような、そういう具体的なきめ細かいことが必要でないかなというふうに思います。

8050ということは昨年でしょうか、私も初めてでしたが、親の相談が非常に増えてきている傾向があるので、そういうことで専門の民間だったでしょうか、の方の講演を伺いましたということで私も参加しました。そこに民生委員2人ですか、今困っているというふうに一歩足が出た方が3人ほどということで、非常に数的には多ければいいものではないのですが、そうやって足を一歩踏み出していると。民生委員の方々の情報とかそういうことも、民生委員は秘守義務でございまして、そういうところをちゃんと守っていただいて、そこに行っていただいて相談したりするような具体的なことがあると、本当にいいのでないかなというふうに思いますので、昨年の8050のことについても本当に年金生活でやっとなんかというところですが、この8050の問題については当局ではどのように考えているか、ちょっともう少し詳しくお話してください。

議長（佐藤孝悟君）

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

8050ということで、お子さんも50歳、それから介護する方も80歳ということになれば、当然介護する方が亡くなるということもあります。そうした場合どうするかとなれば、なかなか50歳以上になると就職というの難しい現状にあります。先ほどのサポステは、普通は18歳から39歳までの方の就職を支援すると。それ以降になれば、高齢になった方についてはまた別のところを紹介するのですけれども、なかなか現状は就職に結びついていないという状況があります。

いずれそうなると、やはり命を守るためには生活していかなければならないのですけれども、そのためにはお金というか、何らかの必要になるとなれば、精神に障害がある方ですと年金という手もありますし、もしそれがなければ生活保護ということも考えられると思います。命を守るために、そういうものにつなげていかなければならない場合もありますので、そういうふうな社会保障を活用しながら命を守っていくということになります。行政から見ると、社会保障費が増大していくという一面も考えられるというふうに考えております。

議長（佐藤孝悟君）

寺崎敏子議員。

1 1 番（寺崎敏子君）

そのとおりなのですが、そこを具体的にというところなのですが、実は岩手県のアンケート調査の結果、今、課長が情報提供はPRとか窓口を相談にというふうにしていますが、ひきこもり状態に対する支援策として、そういう行政、そういう人たちがどのような支援が必要であるかというところのアンケートをとってくださっているみたいなのですね。そこは支援の窓口、相談窓口の周知、PRを徹底してほしいというふうにアンケートされているのがトップなのですね。その次に、家族や家庭への支援を必要とするというふうなことが断トツに多いわけですね。ここのところがやっぱり重要で、施策にかかわっていくのではないかなと。

それから、経済的なところということになりますと、次に移っていきたいのですが、長期化するほど支援は難しいのだと。ひきこもりになって起こすその課題というのは、今、課長が話されたとおりでございます。この経済的なことに対してとか生活面も、生活困窮者自立支援制度というのがあるわけですよね、多分ご存じだと思うのですが、この制度は、どのように平泉町ではどんなふうな感じで救済制度について取り組んでいるのか。まだそういうところまではいっていないのか、お伺いします。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

生活再建の関係の話だと思うのですが、そういった生活困窮者の方につきましては、直接役場のほうにも相談する方がございますので、役場のほうで、今、社会福祉協議会のほうにそういった業務を委託しているものがございますので、まず社会福祉協議会のほうに直接行っていただきまして相談をしていただいて、あとは融資を受けるなり、そういった形で今進めているところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

寺崎敏子議員。

1 1 番（寺崎敏子君）

私のいろいろと調べた、これは平成28年度の調査の結果なのですが、実は、こういう制度の活用制度は福祉事務所を置いておく自治体であるということです。

それで、平泉町のように小さい町になりますと、努力義務ということになっているようなのですね。この中で、福祉事務所を置いた自治体については自立相談が規定されていると。そして、就労の準備、家計の相談は任意事業として位置づけられていると。法の改正も3年に1度ありますので、私の今話しているのは平成28年ですので、今年度あたりがまた改正になるのではないかなと。国からもそれなりの予算がおりてきているわけですので、それを今答弁されて、社会福祉協議会のほうに行ってお相談してくださいという、非常に第一歩を動かした困っている親御さんなり、ご本人さんが何だと。もう少し一緒に行って相談してくれるとか、どういうふうになっているかという、そういう新しい情報をPR、提供をしてほしいのだということも含めています

ので、これらを一関の広域としてやっていけるような形は、今のところ話はないのですか。そういう自立支援法の制度に基づく活用については。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

広域的な取り組みはどうなっているのかという質問でございますが、まだ今のところそういったお話については伺っておりません。

議長（佐藤孝悟君）

寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

そうなりますと、平泉からも一関の民間の施設に授産施設とか何かにも行っていますし、平泉町でもそういう施設があって若干通っている、通園というのですか、そういうところに行っていて、スクールバスみたいなバスで行っているけれども、ああいうふうな障害を持った人たちとはまた別なのですね。障害者のほうの支援になるから、このひきこもりの自立支援とはまた別の制度になっていますか、その辺のところ。

議長（佐藤孝悟君）

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

そこら辺については、また障害者のほうの法律のほうでの支援ということでの給付対応になっております。

議長（佐藤孝悟君）

寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

そのように縦割りになっていくと、なかなか本当にどういう悩みを持っているか、ひきこもりを持っている人もある程度障害を持っているかもしれないし、病気を持っているかもしれないというふうなことで、手帳を持っていないと、その人には今、国の制度だから何ともならないということなのですが、先ほど言った生活困窮者自立支援も広域で考えていってもいいのではないかなというふうに私は思うのですが、当局はどんな考えをお持ちですか。ないと言われましたけれども、今後。

議長（佐藤孝悟君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

今後のことでございますが、まだ具体的な案はまだこちらのほうでは持っておりませんが、ただいずれ、それが必要というのであれば県南振興局なり、あとは近隣の市町とちょっと協議しながら必要性があれば、あと検討していきたいということで考えてございます。

議長（佐藤孝悟君）



寺崎敏子議員。

1 1 番（寺崎敏子君）

やっぱりこれは必要ではないのかなというふうに思います。

それでは、現在受けている支援について、アンケート調査の中に受けている支援について、そういう家族やご本人は何も支援を受けていない、それから不明というのが多いのですね。だから、どうなっているかわからないとか、本当に手つかずのような状況のアンケート結果が出てきているわけですね。この不明とある最も多く、その個別相談の希望もないとの結果があります。このような大きい岩手県ですので、いや、平泉はなっていますと言われればそれまでなのですが、まだまだ相談できない、一歩が歩けない、出せない人たちがいるのではないかということは想定できるわけですね。センター所長の話であると、まだ、そういう人たちが潜在的にいるのではないかというふうに思っているらっしゃる、それはすごく大事なことなので、そういうことで相談の希望もないという結果があるので、先ほど来からPRをして地域懇談会をしていきたいということがあるのですが、本当にそれを不明というようにならないような、今言ったように一関と広域でやっていくようにというふうなところをぜひ考えていただきたいし、相談窓口も必要とは思っているけれども相談ができない状態にいるということ、アンケートの結果でやっぱり情報提供をしていって、町の施策にしていってもらいたいと思います。

それからもう一つ、社会参加活動が難しいと思われる期間として10年以上が県内でも最も多くいるようでございます。このひきこもりになる要因というものは、どのようなところから来ているのか、ちょっと担当課でどんなふうに捉えているか伺いたいと思います。

議 長（佐藤孝悟君）

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

昨年行われたアンケート調査では10年以上というのが多かったようですし、それから、年代的には40代が一番多いようでした。40代といいますと、やはりばりばり本来なら働く時期の方だと思えるのですが、やはり何らかの就職なり就活でのうまくいかないことがあっての、結果としてのひきこもりであったのかなということが考えられると思います。あと、不登校とかいじめとかいろんな要因があって、そのような状況に陥っている方がいらっちゃって、なかなか当然一つのことではないので、いろんな状況を見ながら、そこら辺は対応を協議していくということが必要になってくると考えております。

議 長（佐藤孝悟君）

寺崎敏子議員。

1 1 番（寺崎敏子君）

そうです。ひきこもりが10人いたら10人の悩みがあるわけですね。10人の対応が必要なわけですね。

ということで、私の考えてもらいたいということは、学校、職場等のいじめの要因、これは次に学校、不登校のところでも連携した形でお話しをするところですが、学齢期の不登校との関係

はもちろんイコールではないのですが、やっぱり不登校経験者だったり、家庭のいろいろな事情で家庭環境によるひきこもりが出てきているのだと思うのですね。そういうことで、そこら辺の各関係機関とのひきこもりに関するところを連携した話し合いをしている、したことがあるかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

ひきこもりの原因の一つとしてのいろんなそういう幼いころからの状況とかにつきましては、個別ケースで保健所などとの会議の中で、わかる範囲で出している話し合いはしていますけれども、例えば保健センターで、現在ではおひさま教室とか、いろんな形で支援が必要な方の教室も開いていますので、そういうものも今後はデータなども活用して、どういう背景があるのかというのをやはりもう少し詳しく検討することも必要かなとは考えております。

議長（佐藤孝悟君）

寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

それでは、次の不登校児童と生徒のところに移っていききたいというふうに思っております。

私の通告の仕方がちょっと若干抽象的だったのででしょうか。何か余り私の狙いのところの答弁が返ってこなかったもので、ちょっと質問をさせていただきたいと思います。

不登校とはということで、私の認識なのですが、そのまま答弁されておりますが短くなっているので、もう一度私の認識を新たにお話しして、それでいいかどうかをしてから次に進みたいと思います。

不登校とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因や背景により登校しない、したくともできない状況にあるため、年間30日以上欠席された児童生徒、病気や経済的な理由は除いて不登校という認識でよろしいでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

そのとおりだと思います。

議長（佐藤孝悟君）

寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

それでは、その定義の中でちょっとご質問していきたいと思います。

ご答弁には小学校が3人、中学校が3名という現状ですが、現状としてはこの数字を先ほどもひきこもりのことで聞いたのですが、この人数をどんなふうに教育委員会としては捉えているのでございましょうか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

まず、データの事をお話をさせていただきます。

平泉とこの一関管内と全国、それを並べて昨年度の状況でお話ししますと、小学校においては全国で小学生全体の0.5%、全国だと約3万5,000人いるというふうなことになるようであり、一関管内も同じく0.5%であります。平泉は、平泉の小学校の子供たちの全体で120人に1人、約ですが、0.8%という数字になっておりました。中学生は全国で約10万9,000人いると言われていますが、3.2%の子供たちというふうなことであります。管内では3.0%、平泉、中学校1校しかありません、平泉中学校は1.6%、約70人に1人弱というふうなデータとしてあらわされているという状況であります。

この数がどうであるかというふうなことでありますが、大体全国、県とそう差はないということで、中学校より若干下回っているというふうなことでありますけれども、こういうような実態というふうなことは、その背景と要因等については置いておいて全国並みぐらいというふうな捉え方でいいのかなと、そのように思っておりました。

議長（佐藤孝悟君）

寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

私が持っているのは、やっぱりこれは文科省で平成28年度のデータでございましたが、長期欠席者が小中学校合わせて全国で13万5,000人というふうなデータで、私は今ご質問しているところでございます。小学校は208人に対して約1名から5名ぐらいの不登校者がいるだろうと。そして、中学校は33人クラスが今ほとんどですが、その中に1人ということになりますので、学年が上がるほど不登校がいるということになります。

要因とかそういうことなのですが、その要因たるものは、ひきこもりと重なる部分がいっぱいあるわけですね。そのために、今回このように勇気を持って個人的なところなので、本当に心が病んでいる人にもっと病まないような質問にしたいなというふうに思っておるのですが、この人数的には、確実に30日以上欠席ということなのだと思うのですが、いや、その中でもちょっともっと心配りをしたり、きめ細かくしてやらないと、そういう傾向になり得るのではないかという児童生徒がいるのだと思うのです。そうすると、ここで規定されている30日以上はこれぐらいですけれども、だから長期的になるところはかなり難しいのですが、今ここできめ細かい支援や指導をすることによって、この数値が下がっていく可能性も大きいわけですね。その辺のところを具体的にどのようにされていくかと、されている現状と今後したいかなというところを含めてお話ししたいと思っております。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

お話のとおり30人を下回っているからいいとかというふうなことではないと。まさに月7人と

いうのは予備軍的な存在であるというふうに捉えなければならないわけで、そういう意味では、緊張感を持ちながら現場でも取り組んでいただいているというふうに思っております。

月例の報告をそれぞれ担任が文書に数値だけではなくて、このように取り組んできました、家庭の実態こうですというふうなことの報告を毎月受けておりますので、それを読む限りにおいては、学校では本当にきめ細かというふうなことがどの程度かというのは難しい話でありますけれども、一生懸命かかわっていただいて、取り組んでいただいているというふうなことが実態であります。

ただ、そういうような中でも、なかなか解決につながらないというふうなことの最近の最大の要因は、家庭環境という問題は、もちろん親御さんのふだんの生活のしつけといいますか、指導が至らないという部分もあるかと思いますが、それと同時に今一番重大事と思っていることは、いわゆる携帯、スマホにすがって深夜まで子供が遊んでいると、ゲーム等ですね。あるいは、報告を受けますと、夜は取り上げられるのだけれども、朝早く起きて朝方やっているという、そういう状況もあると。そういうようなことで徐々に昼夜逆転をして、もう親の言うことも聞かなくなる、もう学校行くよりゲームで楽しむほうが、まさに子供にとって楽なことでありますので、そんな状況があるというふうなことで、いわば中毒性と言ったらいいのでしょうか。そういうような形でなかなか抜け切れないでいるというふうなところが多いという、そういうような子たちも増えてきているような気がいたします。

議長（佐藤孝悟君）

寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

今のご答弁の中で、子供はできるだけ好きな方向に走ると、それはよくないのだよということ親も注意できないでいると。早く寝ているから、朝大丈夫なのだろうなど。朝食をとって、ちゃんと学校に元気に行くのだろうなど思ったならば、そうではなくて、布団かぶって夜、夜中までやっていたり、それこそ朝早く起きて、起きている分については親もわからないので、それだというふうになってくるので、そこの辺のところも含めまして、そうすると子供のこともですが、親ということにもなります。ざっくり言うと、家庭教育というものは保護者が子供に対して行う教育という、昔から言うと、しつけというふうなことになります。

それから、家庭教育支援というふうなことがあります。それは家庭教育をする上で、どうしたらいいかわからないから親に対していろんな情報提供だったり、親に対して元気になるための支援であるというふうに私は捉えているのですが、教育委員会はどのように捉えておりますか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

親に対する支援というのはそのとおりでありますし、それを深めていかなければならないというふうに思っているところであります。学校、あるいは関係機関というふうなことで学校に親子で夕方来ていただいて、そしてそこで、カウンセラーを含めた話し合いをすることかというふうな

ことで取り組んでもらっているというふうなことが実態でありますので、これは1回、2回にとどまらずというふうなことでありますし、もう一つは、適応指導支援員を配置しておりますが、その方に家庭訪問してもらったり、子供だけではなくて、親とのつながりをとってというふうなことで、本当にひたむきに取り組んでいただいているというふうなことも、努力としてされているというふうなところであります。

スクールカウンセラーについては、1名、平泉小学校、平泉中学校を担当ということで配置をいただいているわけですが、週1回の形で来ていただいておりますけれども、子供の話を聞いてもらうというふうなことが主でありますけれども、その中には自分自身のことであったり、父母兄弟のことであったり、それからもしかしてということで虐待のチェックというふうなことも含めて取り組んでいただいているということで、学校との連携をとっていただいているというふうな状況でございます。

議長（佐藤孝悟君）

寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

学校でも一生懸命やっているし、当局でも一生懸命やっていることは承知の上で、それでもなかなか改善されないというところで質問しているわけでございます。

それで、2番のところに教育委員会と学校現場との具体的な対応や話し合いはできているかというところで、ご答弁もちょっといただいたのですが、ちょっと非常に抽象的でわかりにくかったのですが、それで再質問させていただきます。

教職員の共通理解、不登校に対する共通理解が全体で研修会とかそういうことを行われているかどうかということをお願いします。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

定期的というふうな形で、例えば年度当初の今年度の生徒指導についてというふうな確認の中で行われていると思いますし、それぞれケースケースで、つまり一人一人の問題についてどうするかということで、プロジェクトの形をつくって、そして外部からも指導していただく方もお願いをして、その中には教育委員会の担当者も入ってというふうな形で取り組んでいるという実態でございます。

議長（佐藤孝悟君）

寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

チームをつくっただけで、情報交換しただけで終わってしまうとなかなか改善されないと思いますので、もう一歩踏み込んでいただければいいなど。

それから、適応指導員という方も私も承知の上ですが、そういう人も含めて、それで学校の教員や教育委員会の職員だけではなくて、地域の人たちで例えばクラブ活動の指導員とか、民生委

員との連携や窓口の相談等の担当課を越えてのきめ細かい支援というのは、今まではやったことはあるのか。今後そういうことも含めて検討されるか、お伺いします。

議長（佐藤孝悟君）

岩渕教育長。

教育長（岩渕実君）

今お話の中で、情報交換に終わってしまっているのではないかなというふうなご指摘がございましたが、そういう形ではなくて、いわゆるどうするかというふうなことをプロジェクト会議の中で話し合っ、つまりあすからの活動をどうするかというふうなことで取り組んでいただいているわけですので、そのことについてはご承知おきいただきたいと思います。

それから、関係する教育現場だけではなくて広げてというふうなことは大変大事なことでありますが、どのような枠組みをつくったらいいかというふうなことについては、これから検討しなければならないというふうに思います。最も身近だとか、つながりがあるのは例えば福祉であるとか、保健であるとか、そういう部分だろうというふうに思っております。そのことについては、何年か前の総合教育会議でも話題にして取り組んだところがありますけれども、そこでは具体的な動きに至らなかったわけでありまして、今年度最初の総合教育会議のテーマは、就学前の教育からというふうなタイトルをつけて7月にやる予定であります。そのときには、幼稚園、保育所、保健センター、福祉、さまざまな、もちろん適応相談員の方とかに集まっただいて、まず実態がどうであるかというふうな、それぞれの捉えがずれているというふうなことも考えられるわけでありまして、そういったあたりについても話し合いをしながら、先をまた見据えて考えていきたいと、そんなふうに思っているところであります。

議長（佐藤孝悟君）

寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

前に進んだご答弁をいただきありがとうございます。私も子供に関する施策については、何度も今までも提案しております。横の連携は絶対に必要であろうということで、教育委員会、保健センター、これは母子保健でございます。それから、児童福祉、それから内容によっては警察ですね。そして、医療というふうな多岐にわたった機関の連携が必要かというふうに思います。

先ほど教育長が総合教育会議の中でということで、これはとても私としては一歩わかっていただいたかなという感じでおります。そうすると、医療とか警察というふうになってしまいますと虐待とか、そういうところでまたちょっと視点が違うのかもしれませんが、いずれ内部だけではなくて外的なところですか、外部団体等の連携等もそのケースケースによっては、やっぱり学警連というのがあるので、そこで話し合いされているのだという答弁もあるかとは思いますが、それらも含めて、これは不登校とひきこもりの対策、ひきこもりは不登校を経験した子供が結構大きくなっていて、自分の気持ちを話すことができなかつたり、学習面だつたり、生活面だつたりというところで、あとは親の支援ではないかなというふうに思いますので、これは喫緊の課題と考えております。

このことについて私も前にも話しましたが、家庭教育支援推進課というような新しい課をぜひともつくって、悩みを持っている親御さんがいたならば、その課に行ったならば、いろいろと相談、多岐にわたった相談がやってもらえるという、相談に乗ってもらえると。岩手県のひきこもりのアンケート、窓口のところの相談員をぜひとも増やしてほしいし、それを充実してほしいというアンケート結果が出ていますので、それらをリンクしながら家庭教育推進課、これはどういう名前でも結構です。子供教育課でもいいですし、母子保健課でも子供・家庭・母子保健課でも構いませんので、まずここはもう今子供たちの将来、成人していく人たちのためにも、ハード事業も大事ですが、ソフト事業としてもこういう課を設置していく方向性を、町長の見解を伺いたいと思います。

議 長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

大変大事なところであります。まさに、例えば2つ目の質問の中での前段のひきこもりの部分、そして後段の不登校の部分というところ、大変デリケートな部分の中にはあるというふうに思っております。私も教育長と、時々といいますか、機会あるたび話するのは不登校のことをやはり話させていただいております。その中で、やはり何が原因なのだろうなというような話をさせていただく場面もあります。こういうことのようにもありませんし、いや、何が原因かわからないという部分もあります。それが将来またひきこもりにつながるかといえば、またそういう方もあるかもしれませんが、またイコールということではないのではないかと。ただ、それは全く別個のことだということの捉え方をすることではなく、総合的にやはり町としては捉える必要があると思っております。

そんな中で、特に新たに大事なところは、今度の先ほど教育長の答弁にもありましたが、テーマをちょっと絞って、総合会議も今年度やる予定なのですけれども、その中でもやはり新たな窓口を設けるかどうかはまた別個としても、やはり相談をしたいという方がどこで聞いてくれるのかという、そういうアンケートに書いている方々もかなりいるという今の議員のご質問の中にもありましたし、そういった意味では、その部分はやはり町としてもしっかり捉えて体制を整えるその責務は当然あると思っております。そういった意味では、確かに大型事業も必要です。しかしながら、それをきちっと運営したり、利用したりするのはやはりそこに住む方々です。まさにソフトの部分であります。ソフトがしっかりしないでハードがしっかりできるわけありませんから。そういった意味では、町としてもしっかり捉えてやってまいりますので、どうぞご理解を賜りたいというふうに思います。

以上であります。

議 長（佐藤孝悟君）

寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

本当に喫緊の課題だと思っております。でも少しずつではあるし、本当に個人個人、10人いれ

ば、先ほども言いましたが、10人の問題が別々なわけでございます。それで、外部からカウンセリングの先生だったり、病院の先生だったりというように招聘しているようではございますけれども、やっぱり職場の中にもいろいろと多くの病んでいる人たちだったり、それから自分のお子さんがそういう状況になっていたりしたときに、気軽にというのも言葉が適してはいないのですが、自治体の中にちゃんと不登校児童や生徒、大人のひきこもり問題で地域社会の大人が責任をもって、自治体としてしっかりと向かい合うために職場の現状等も含めて、今でいう臨床心理士という栄養士がちゃんと採用されていますので、臨床心理士という職員も採用されて即対応ができるような体制を整えていただければなというふうにも思いますが、短い、あと3分しかないのですけれども、町長の見解も伺いたいと思って終わりたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

そういったことも含めながら、今、町として、この町にどの体制がきちっとあれば、今の部分が進んでいくのかという部分を捉えながら検討させていただきたいというふうに思っております。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

以上で私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（佐藤孝悟君）

これで寺崎敏子議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

45分まで休憩いたします。

---

休憩 午前11時30分

再開 午前11時43分

---

議長（佐藤孝悟君）

時間前ですけれども、そろっておりますので再開をしたいと思います。

先ほど寺崎議員の一般質問について、千葉町民福祉課長から発言の申し出がありましたので、それを許しますので、よろしく。

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

先ほど寺崎議員の質問に対しまして、生活困窮者の関係で相談窓口が広域的な組織はないのかという質問に対しまして、今のところはないという答えを答弁いたしましたが、実は、いちのせき生活困窮者自立相談支援センターというのがございまして、それが一関市と平泉町に住まいの



方が対象となっております、仕事や生活などの困り事をご相談できる場所となっておりますので、一関市の社会福祉協議会が運営している組織でございますので、組織はありますということでございますので、おわびを申し上げたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

それでは、再開します。

失礼しました。

通告2番、佐々木一治議員、登壇質問願います。

8番、佐々木一治議員。

8番（佐々木一治君）

それでは、質問に入る前に、新しい時代を迎えましたのでちょっとお話しさせていただきます。

さて、新しい時代、令和の時代が幕をあけました。令和元年であります。令和3年3月には、本町も大きく発展につながる待望の平泉スマートインターの開通が進んでおります。新しい時代、新たな考え、新たな手法で町の発展、住んでみたいというまちづくりをどうぞ進めいただきたいなど、こういうふうに思います。

それでは、質問に入ります。

定住化対策についてでございます。

1点目、町の活性化、次の世代につなげるため、定住化対策を進めることが必要と思うが、定住化対策については隣の町では新道を整備し、分譲地をつくり、定住化されていると。さらには、祝い金を出して定住化を進めていると。本町では、年々進む住民の減少及び定住化対策については何の手だてもないと。

質問は3点でございます。

まずは、1点目でございますが、空き家が増えるなど、人口減少について現状をどう踏まえているかと。2点目、町の活性化をどう進めていくか。3点目、次の世代へ定住化対策を進めていくべきと思うがどう考えているかと。

次に、大きい2番目の犬・猫の飼育等についてでございます。

町内には約400頭の犬が登録されている。犬は、登録、毎年狂犬病予防接種が必要であるが、当町で予防接種を受けていない犬は何頭かと。予防接種を受けていない場合にどのような指導をしているかということです。2点目、猫には犬のように登録制がない。飼い主のいない猫によるふん尿等について問題視されていると。飼い主のいない猫について現状をどのように把握されているかと。3点目でございます。殺処分される犬や猫を減らすためにも不妊・去勢手術は必要と考えると。助成している自治体もあるが当町の考えはと。4番、犬・猫などが死亡し、火葬せずに埋葬する場合、鳥獣の餌になるため、鳥獣が増える現状を把握しているかと。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

佐々木一治議員からのご質問にお答えをいたします。

定住化対策についてのご質問の空き家が増えるなど、人口減少について現状をどう捉えているかのご質問にお答えをいたします。

当町の人口は昭和60年をピークに年々減少を続けており、平成元年には約9,500人だった人口が平成30年には約7,800人となっております。減少率としては、周辺市よりは緩やかなものとなっておりますが、30年間で1,700人ほど減少しております。

人口減少の主な原因は、生まれる子供たちに比べ、亡くなる人のほうが多いという自然減少や学業や職場の場を求めて町外に人口が流出する社会減少とがあります。

次に、町の活性化をどう進めていくのかのご質問にお答えをいたします。

町の活性化をどのように進めていくかにつきましては、人口減少の減少率をできるだけ低く抑えることが肝要だと考えております。当町には高校と大学はありませんので、それらを求めて町外に出ることに対しては、いかんともしがたいものの、その方々をUターンさせたいと思っております。そのためにもまず衣食住環境を整え、さらには企業誘致などによって働く場を確保することが必要となっております。これらを実現するために町の政策は実施されているわけですが、今後はさらに強化して進めてまいりたいと思っております。

次に、次の世代へ定住化対策を進めていくべきと思うが、どう考えているのかのご質問にお答えをいたします。

次世代への定住化対策としましては、結婚サポートセンターでありますi-サポ岩手への入会金、または新規に結婚した世帯を対象に新居の購入費、家賃、または引っ越し費用を助成しております。さらに、子育て支援としましては乳幼児に対するさまざまな支援を行っておりますし、保育所幼稚園児、小中学生に対しましては教育環境を整え、さらには保育支援や就業援助、医療費助成を行っております。今後は、さらにこれらを充実させることで定住化対策を推進してまいります。

次に、犬・猫の飼育等についてのご質問の町内には約400頭の犬が登録されている。犬は登録、毎年の狂犬病予防接種が必要であるが、当町で予防接種を受けていない犬は何頭か。予防接種を受けていない場合は、どのような指導を行っているのかのご質問にお答えをいたします。

狂犬病予防注射につきましては、狂犬病予防法に従い、飼い主は毎年1回受けさせなければならないと定められております。平成31年3月末時点において、登録台帳上は予防接種を受けていない犬は29頭おります。毎年春、秋2回町内を巡回し、集団予防接種を行っており、春季狂犬病予防注射時から秋季狂犬病予防注射が行われるまでの間に、予防注射を行わなかった犬の飼い主に関しましては、再度秋季狂犬病予防注射を実施する旨のはがきで通知しております。さらに、今年度は秋季に予防注射を行わなかった飼い主に関しましては、注射の実施勧告とともに、犬の所有有無について個別に確認することとしております。

次に、飼い主のいない猫について現状をどのように把握されているのかのご質問にお答えをいたします。

猫につきましては登録義務がないため、飼い主のいない猫について把握しておりません。

ふん尿等の相談の連絡を受けた際には、多くは、猫に餌をあげている人がいるため懐くので、餌をあげる場合は自分の飼い猫として管理するか、野生の猫なのであれば餌をあげないようお願いしているのが現状であります。

次に、不妊・去勢手術は必要と考える、助成している自治体もあるが当町の考えはのご質問にお答えをいたします。

県内の市町村において、個人の犬・猫に不妊や去勢の手術に対し助成を行っている例はありません。犬や猫の飼い方につきましては、飼い主が責任を負うべきものと考え、飼い主の責任において望まない繁殖により犬や猫が飼い切れない状態になるのを防ぐためにも、不妊や去勢の手術をお願いしております。

次に、犬・猫などが死亡し、火葬せずに埋葬する場合、鳥獣の餌になるため、鳥獣が増える現状を把握しているかのご質問にお答えをいたします。

犬や猫が死亡すれば火葬を行うことができる施設がありますし、私有地内であれば土に埋めることも可能です。しかし、亡くなった犬や猫が掘り返され餌となっているとの通報は受けたこともなく、鳥獣の頭数の増減との因果性についても不明であり、現状は把握しておりません。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

ここで暫時休憩いたします。

13時まで休憩いたします。

---

休憩 午前 11時56分

再開 午後 1時00分

---

議長（佐藤孝悟君）

再開いたします。

午前に引き続き一般質問を行います。

佐々木一治議員。

8 番（佐々木一治君）

まず最初に、ご答弁いただきました定住化対策についてお伺いします。この文書からご質問いたします。

人口減少の主な原因は、生まれる子供たちに比べて亡くなる人が多いという自然減少、学業や職場の場を求めて町外に人口が流出する社会減少でありますというふうにご答弁いただきましたが、こういうご答弁でいいのでしょうかと思うのです。それでは、その社会減少であるから、人口を食いとめたり、その社会減少にならないような方向に、できるだけUターンというお話もありますけれども、食いとめ策として何か考えておりますか。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

社会減少に関しましては、この人口減少がしていく中で、自然に亡くなっていく、少なくなっていくという自然に増減していく分に関しましては、なかなか難しいものはあるわけですが、この社会的に増減していく分に関しましては、やはり施策によってある程度食い止められるものというふうに考えております。やはりその中では、働く場の確保というものが非常に大きいのではないかと考えております。

岩手県内では、先月の人口動態ですが、若干人口が増えているというところが県内に2市町あるわけですが、これは全て企業誘致によるものの影響が大きいというふうに判断もされておりますので、企業誘致が全てとは言いませんけれども、一つの項目にはなろうかというふうに思います。さらには、やはり衣食住等の環境整備というものが必要ではなろうかというふうに考えております。

当町の施策は、多くがそれらを充実させていこうとやっているものですが、今後もさらにそこに重点を置いてやっていきたいというふうに思っております。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木一治議員。

8 番（佐々木一治君）

企業誘致ということで、企業が平泉町内では、平成31年でやっと23年で決まりましたけれども、23年もかかったという現状でございます。

それで、次にご質問いたします。

当町では高校と大学はありません。それらを求めて町外に出ることに対して、いかんともしがたいものと、その方法としてはUターンをさせたいというふうにご答弁いただきましたが、Uターンしてくる人あるのですか。それらの現状を踏まえておりますか。あるいは、数値を持っているのですか。これについてお伺いします。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

Uターンしておるという人に関しましては、数値はとられてはおりません。ただ、やはり地元の中学生にお聞きしたところでも、一旦は高校、大学で出ても、やはり働く場があれば、平泉町に帰ってきたいという声はいただいておりますので、そういうニーズはあるのだろうというふうに考えております。

当課としましては、今後、企業誘致と並行しまして、できるだけ地元に戻ってきたいというところの人を掘り起こしてUターンさせていくような施策をしていきたいというふうに考えております。県としましても、そのUターン、Iターン者のマッチング事業というものをしておりますが、町としても積極的にそこを行っていきたく思っています。

特にもIターンに比べますと、Uターンは平泉町で生まれ育っておるという意味では、平泉への愛着心とか愛情というものが、非常に濃いものだと思っておりますので、やはりそういう方々

にぜひ戻ってきてもらえるような環境整備をしてみたいというふうに思っております。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木一治議員。

8 番（佐々木一治君）

八重樫課長にご答弁いただきましたけれども、言葉の中ではこういう形ですけれども、現状はなかなか難しいのかなど、職場も、働く場もないのですよ、平泉は。一関はありますけれども、隣の奥州市もございしますが、なかなか働く場が増えないというのが現状ですよ。言葉の中で、言葉のお話をいただきましたけれども、では次に移ります。

助成の問題でございますが、新居購入費、家賃または引っ越し費用を助成しております。さらに子育て支援としまして、乳幼児に対するさまざまな支援を行っております。保育所、幼稚園児、小中学校生に対しまして教育環境、さらには保育支援や就業援助、医療費の助成などを行っているというお話でございますけれども、この助成を行うことによって、定住化対策は、その定住化につながるのでしょうか、助成することによって。今までこういう形ですとやっておりますから、定住化はどのぐらい増えたのでしょうか。効果ありますか。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

その定住に関して、その施策がどれだけの効果を上げているかというものに関しましては、数値では把握はしておりません。

ただ、他市町村もそうですけれども、さまざまなそういう住みやすい環境というものを整えていくということが必要ではなかろうかというふうに思っております。

このたびのご指摘の新生活支援につきましては、6月号の広報でも掲載しておりますけれども、そのようなさまざまな施策をすることによって、1人でも多くの方に定住をいただきたいというふうに思っておるところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木一治議員。

8 番（佐々木一治君）

定住化対策は、助成とかUターン、そういうお話であります。最も大事なものは、定住化対策の1つといたしましては、どこの市町村でも人口減少であるから、全国的だからというお話ではなく、みんなほとんどどこの市町村でも、定住化ということで新しい道路をつくって、そして分譲地をつくられているというのが現状なのです。強いて言えば、平泉でも泉屋住宅が、1回あそこ4カ所あったのですけれども火災になりまして、それでもう空き家になったからということで、誰か欲しい人がいないかということでやられて、うちがつくられたと。あるいは坂下については、狭くてしょうがないから駐車場ですね、1軒うちができましたよね。

そういうことで、平泉に住みたいという方があり得ると思うのです。長島も去年は東山から来まして、1軒新しく建てました。強いて言えば2件ぐらい定住が増えております。それらについ

てはどういうふうを考えているのかわかりませんが、やっぱりこれからは人がいて町でございませう。町がいて人でございませう。人が減っていくのであれば、いろいろ地方交付税も問題も出てきますが、どういふふうにして人口減少だから全国的であるというやつに、一生懸命よその市町村も頑張っているのです。それで、ぜひ分譲化して、新しい道路をつくって、中学校線みたいに、例えばセブンイレブンから東、鉄道のほうに新しく行って、自動車学校のほうにつくるとか、そういう考えを持ってやらなければ、なかなか定住は増えていかないと。UターンやIターンされなければ助成では難しいのかなと、結果がわからないというお話ですから、そういうことだと思うのです。

それで、そういう方向で考えるべきだと思いますが、その分譲化についてはどういふふうに思っていますか。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

住宅分譲に関しましては、町でできることにしましては、町有地の遊休町有地で何か所か行ってまいりましたが、今後はやはり民間の事業者さんと一緒にやっていくような形なのかなと思っております。町として分譲していくという考え方はありませんが、民間の方々とともに、そういうところがあれば紹介していくとか、そういうことは行っていきたいというふうに思っております。

当町でも空き家バンクをつくりまして、入りたいという方などに紹介できるような形の体制を、徐々に今整えつつありますので、平泉に移住したいという方に関しましては、そのような形で対応してまいりたいというふうに考えております。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木一治議員。

8 番（佐々木一治君）

今、話が出てきました空き家バンク。空き家バンク、この資料でもいじっていただきましたけれども、空き家バンクについては、ホームページに出しておりますが、どうです、その数値というか、申し込みというかは。ないでしょう、ありますか。空き家バンク、今どんどん増えていく空き家。今後、空き家バンクとしてどうしていくのですか。30代、40代の若い人たちが住宅を建てて平泉に来たいというのであれば、どんどん家にいいのですけれども、空き家がどんどん増えていく。生まれる人より亡くなる人が多いというお話ですから、空き家バンクをどういう形で進め、あるいは空き家が出る方は申し込みがあるかということ、その2点についてお伺いします。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

空き家バンクは、町側から、空き家だからバンクに登録してくれというわけにはいなくて、宅建法とかさまざまな法律の問題がございまして、所有者の方が登録したいということであれば、

町のほうで登録できるという形になってはいますが、欲しい方がいらっしやって、町として直に交渉していくという事はできませんので、不動産業者を紹介して、その間に仲介をしていくというような役割になっております。

それで今現在では、問い合わせが何件かありましたけれども、登録している物件は、まだ1件にとどまっております。問い合わせは既に何回かございまして、見に来た方もいらっしやいます。ですので、やはり今後これらの物件を増やしていくということが必要なと思っておりますので、当町としても空き家が結構ありますので、できれば多くの方に登録していただければ、非常に町としてもいいかなというふうに考えております。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木一治議員。

8 番（佐々木一治君）

そこで、登録という言葉が出てきましたから、登録は何人ぐらいされているかということです。さらには、よその市町村では、いつも言いますけれども、空き家を借りたい、あるいは欲しいという方については、行政で助成を出して、そして盛り上がってどんどん入っている方も多いのです。それらこの2点について、助成と、今申し込みある、登録されている方何件ですか。この2点についてお伺いします。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

空き家バンクに登録している物件は、先ほど申し上げたとおり、今現在まだ1件しかございません。それに対して問い合わせが何件かあったということでございます。

それと、あと建物の改修等につきましては、リフォーム補助金というものも、今現在はまだありますので、そういうもので対応していくような形になるかと思いますが、今後、これらの物件が非常に多くなってくれば、新たな助成制度も考える必要があろうかなというふうには思っています。一関市などの例を見ますと、やはり借りたいという方が来た段階で、大きな改修が必要になる例が多いようですので、そういうこともちょっと視野に入れながら、今後考えていきたいというふうに思っております。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木一治議員。

8 番（佐々木一治君）

わかりました。1件ということですがけれども、なかなか難しいのかなと、こう思います。どんどん1件が2件、欲しい人が出てくると、200件も空き家が出てくるというような状態かと思えますけれども。

令和でございまして、令和3年3月には平泉インターが開通ということになりますね。そうすると、全協で課長さんがお話しされたように、企業が22社来たいということをおっしゃいますよね。そのときに、企業が来た場合、そういうことをお考えでしょうか。企業が、関係者が働く人

が土地が欲しい、あるいは住宅を求めてくる人がいると思うのです。22社来るか、それはわかりませんが、来たいという方が。そういうときに分譲地はない、対応できない、民間に任せるということでは、もうあと2年ちょっとですからね、それらについてはどういうふうなお考えしていますか。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

たくさんの方に土地を求められるような状況が本当に生まれれば、非常に好ましいことかなというふうには思っております。今うちのほうで、不動産業者ともどういうものを保有しているかということ、今回の空き家バンク創設に関しまして、いろいろ情報交換しております。その中では、土地を売りたいという方もいらっしゃるようですし、そのとおり建物に関してもそういう方もいらっしゃいますので、その辺をうまく情報共有しながら、そういうふうな土地を求める方々には対応してまいりたいというふうに思っております。

ぜひ、そういういい状況が生まれるように頑張ってまいりたいというふうに思っておるところです。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木一治議員。

8 番（佐々木一治君）

空き家を企業が来たときには利用するというか、そこにといい、欲しい人があればですね、なければやっぱり分譲地をつくらなくては何ともならない。今のうちにやっついていかないと、間もなく開通ですからね。そんな悠長な考えでいいのでしょうか。

では、平泉町内で住宅、定住が増えている場所、長島ももちろんですけども、どこでしょうか、定住が増えている場所。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

町内で定住化が増えているかということに関しましては、ちょっと把握はしていないところなんです。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木一治議員。

8 番（佐々木一治君）

ですから、お答えいただいた助成とか、UターンとIターンというお話で、あるいは医療補助とかそういうのをやっているということですけども、やっぱり最終的には、そういう30代、40代の若い夫婦に平泉に住んでもらうという行政をしていかないと、このままどんどん人口が減っていく、若い人が、生まれる人が少ないとお答えいただきました。さらには亡くなる人が多いんだよということで、地方交付税も何年大丈夫だから大丈夫だというお話ではなく、そういう方向



で考えていかななくては、よその市町村では新築された方には30万、私のうちに来てくださいと、あるいは50万の祝い金、金ヶ崎では100万円ですよ、もう既に何十年もやっているのですよ。平泉は何もしていませんよ。こういうUターンやIターンだけでは、人は、会社もないし、Uターンもする必要がないと思うのですね、私の頭では。

やっぱり若い人に、例えば東工業団地に行って働いている人、そういう人たちは、遠く大東からだったりね、東から来ている人は、相川にうちをつくったり、狐禅寺につくったりして、そして町なり、その周辺に住宅がつくられているのです。

平泉も一関や工業団地に近い、働く場所に近いところに分譲をつくることによって、うちを求めてくる人もあるかと思います。私はそういう考えなので、ということで、人口も徐々に、多少は増えていくと。そして若い人に住んでもらう、さらにはその補助金も20万ですね。これ2年ですよ、若い人に補助金、これは2年継続、2年というのはどういうことなのか。該当になった人は何人ぐらいおられますか。平成31年からやっているのですよね。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

この補助金に関しましては20万ということで、上限20万で、ことしの分に関しましては、平成31年1月1日から来年の3月31日までということで、さまざまな要件がございます。それで、昨年に関しましては、1人の方がこの助成を受けられているという形でございます。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木一治議員。

8 番（佐々木一治君）

若い人の補助金1人、さらにはうちが欲しい人1人と、非常に残念でございますね。ということでございまして、定住はどこが一番平泉町は多いのかというのは、それはわかりませんと。やっぱり定住が多い場所は住みやすい、ここの場所に暮らしてみたいというのが多くて、そこが定住が多いのだと思う。やっぱりその定住が多い場所を開発していくことによって、平泉町の住宅や人口も増えていくというふうに私は思うのです。でも、知らないというのでは、わからない、把握していないということですからね、それはどうかなと思います。

定住化対策については終わります。

犬、猫についてでございます。犬は、登録されている400頭でございまして、さらに猫も400頭いるのではないかなと、こういうふうに私は思うわけで、そのほかにその他のいろいろ種類の動物を飼われている方、それになるとかなりいるという形になるわけでございまして、そうになると、ふん尿とか、あるいは亡くなったときとか、それらをどういうふうにされているのかなと、こういうふうに思うのでございますけれども、まず最初に、年に2回、年1回だと思ったら年に2回なのですね、予防注射。年に2回ということでございますけれども、次は秋に受けさせるということですが、この受けていない犬が29頭いますということで、次に受けさせたいよと言うかもしれませんが、何で受けなかったのでしょうか。これお答えください。

議長（佐藤孝悟君）

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

今、議員おっしゃった年2回というのは、注射を設ける場を年2回設けているということで、狂犬病予防法では年1回に決まっています。そして、春に受けなかったものについて、秋に再勧告して受けさせると、こういうシステムで今までもやってきたのです。

それで、昨年ですと29頭のその登録と注射の差があった。これは、今までですと亡くなったとか、譲渡したと、その数が大体それに当たると思うのですけれども、もちろん受けたくないのもいると思いますけれども、そこら辺の確認を行っていないで、次の年にまた、春が来たときに確認して亡くなっていますよとか、そういう話での循環で来ているものですから、なかなか誤差があったということが事実です。

ことは、そこら辺を解消するために、秋が終わってからもう一度、その差がある分、受けていない人の分は確認の手続きをとっていきたいと考えております。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木一治議員。

8 番（佐々木一治君）

今、保健センター所長からご答弁いただきましたけれども、29頭の中では亡くなった犬もいるということですが、だから亡くなったときには、後からわかったことをございしょうが、届け出とか、そういうのは必要ないのですか。

議長（佐藤孝悟君）

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

狂犬病予防法に、やはりそういうものも定められておまして、亡くなったら届けを出して、そして鑑札等を返していただくことになっておりますが、なかなかその届けをやらない方がいるという現状がありますので、それも今後PRしていきたいと考えております。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木一治議員。

8 番（佐々木一治君）

わかりました。では、私が書いてきた質問します。

猫を外に出すと野良猫になり、猫関係ないよと言われるかもしれないけれども、あれに書かっ  
ておりました、感染病を心配されますが、指導はしておりますか。

議長（佐藤孝悟君）

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

猫については、先ほど町長がご答弁申し上げたとおり、届け出義務がないということで、その状況については把握しておりませんが、いずれ猫に餌をあげると、当然飼い猫みたいになってし

まうのです。そこは餌をあげないで、餌をあげれば自分の飼い猫として管理するか、野生の野良猫であれば餌をあげないようにしてということでのお願いをしているという現状であります。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木一治議員。

8 番（佐々木一治君）

餌をあげないようにしている現状でありますというお話ですが、では、次に違う質問をします。犬、猫は関係ないけれども猫の多頭飼育、これらの家庭を確認しておりますか。何件ぐらいありますか。

議長（佐藤孝悟君）

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

ですので先ほど申し上げたとおりですね、猫には登録義務がございませんので、犬、犬については、登録してある範囲であれば、三、四頭の方が多いなとは思って見ております。そういう方もいらっしゃいます。もちろん登録して注射も受けてもらっております。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木一治議員。

8 番（佐々木一治君）

わかりました。猫を語っていると笑われますので。

それでは、犬ですよ、90日を過ぎたら犬の登録をするわけですよ。その犬の登録については、犬の鑑札というものはあるのですか。昔は玄関のところにくぎでぶって、張っていたりなんかしたものですけれども、今はどういう鑑札の表示になっているのでしょうか。あるいは、亡くなったときにそれを返すということですが、まずもってどういう表示のものか、鑑札のものかということをお伺いします。

議長（佐藤孝悟君）

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

狂犬病予防法では、やはり登録した時には鑑札を渡すということになっていきますし、鑑札は犬の首輪につけていただくような形になっていますので、本来そこにつけていただくというのが義務になっております。

（「どういうものでしょう」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

登録番号が書いてありまして、間違っって逃げ出した場合とか、保健センターに連絡していただければ、すぐに所有者が確認できるような内容になっております。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木一治議員。

8 番（佐々木一治君）

細かく聞きます。なくしたときはどうしますか。

議長（佐藤孝悟君）

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

なくしたときには、やはり届けていただいて、再交付をするという手続になっております。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木一治議員。

8 番（佐々木一治君）

では、登録についてはわかりました。

それでは、犬が400頭もいるものですから、さらに犬、猫、猫は言いたくないようですけども、年に2回も出産する、さらには5頭も6頭も生まれるわけですね、それらをどうしてるかわかりませんが、それは関知しないと言うでしょう。そのときに、去勢あるいは不妊の手術については、助成するべきだと私は思うのです。お答えここでいただきましたけれども、県では助成しているところはないよということですが、助成するべきではないかと思うのですが、どうでしょう。

議長（佐藤孝悟君）

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

いずれ犬、猫は、愛玩動物といいますか、やはり家族と同じような気持ちで育てられている方もいらっしゃると思いますので、そこは自分の責任というか、その思いの責任として自分で管理していただいて、自分で対応していただくようなことで、岩手県内では、今そういう流れで進んでおりますし、それから、あとどうしてもとなれば、岩手県の獣医師会などでは、頭数を制限しての助成がありますけれども、そういう制度もありますし、そちらを活用していただくかというようなこともお話ししております。

それから、あと全体的な流れとしては、今、動物愛護団体もいろいろと活動を始めておりまして、犬を捕獲、猫も捕獲したりして、譲渡をして誰かに飼ってもらおうというような運動も進んできましたので、そういう形での対応をお願いしたいところです。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木一治議員。

8 番（佐々木一治君）

高橋所長が言われたように、獣医師会で補助ね、これあります、補助金5,000円です。これらを告知して、犬の飼い主にすべきで、告知していませんよね。そして、どこでもこれ獣医師会では日にち、7月1日から9月30日までと決まっておりますが、そうしていけば、どこの町内なり、一関でもどこでもできるのです。何で告知しないのですか。

議長（佐藤孝悟君）

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

確かに獣医師会での取り組みということで、特に改めての周知はしていませんでしたが、今後そういうものが必要だということであれば、ホームページになるか、何らかの対応は考えたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木一治議員。

8 番（佐々木一治君）

所長、何らかでなく、直接犬を飼っている人なんかには、文書で出したほうが良いと思う。ホームページは見るか見ないかわからないけれども、そういうことでございまして、直接、この7月1日から9月30日まで助成金5,000円、これ出しますので、ぜひ犬の飼い主にお知らせ、告知してください。

それから、猫は猫でご存じのとおり、猫については余り言いたくないのですが、岩手県の盛岡で、猫だけ、雌だけに1万円の補助をするのですよ。これは聞いておりますか。こういう補助があるのに、平泉で、県内でどこもやっていないからやらないよという話ではないと思うのです。なぜかという、子が2回も生まれる、さらには亡くなったときはどうするか、死亡届を出すかわからないけれども、猫も、小さい猫もどこに捨てているか、埋めているかわかりませんが、それらは県内でやっていないからという考えではなくて、地域猫、雌に1万円の助成があるのですよ。これ高橋所長、知っていますか。

議長（佐藤孝悟君）

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

やはり、盛岡は独特な取り組みということで、地域猫という制度を設けたことは知っております。それは、あくまでも個人ということではなくて、地域で、例えば町内会で猫をみんなでまとも、野良猫みたいなのを飼うとか、そういうことの前提に補助するということなので、今、例えば町で、行政区でそういう取り組みができるかとか、そういうことでのほかの市町村でできるかとなると、なかなかそういう状況ではないので、ほかでもやはりそういう取り組みはなされていないというのが現状だと思います。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木一治議員。

8 番（佐々木一治君）

ああ言えばこう言う上祐でございますけれども、結局補助金を、これ私は出すべきだと思うのです。昔は、犬猫は余りいなかったのですよ。そして、今核家族だし、もう子供の家族のように、そして猫を飼われたり、犬を飼われたりして生きがいを見つけて、癒やされて、そうして生活しているのですよ。だから、補助金ぐらいは多少、二、三万かかりますけれどもね、動物病院に連

れていくと、だから、補助金は私は出すべきだと思いますが、ご検討をお伺いしたい。

議長（佐藤孝悟君）

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

現在のところは考えておりません。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木一治議員。

8 番（佐々木一治君）

現在のところは考えていない。検討しますでないものね。

それでは、犬猫を火葬せず埋葬し、それを掘り出されて、さらには肉食動物に食べられるという例が、ここ2カ所ありました、去年とかことです。これは誰に聞くかということ、菅原農林課長にお聞きしたいのですが、この鳥獣対策で、写真を撮ったら助成しますよということですが、それを解体して山に埋めるということになれば、山はかなり根っこがありますので、なかなか掘れないというのが現状なのです。

ですから、一関市では、火葬場に持って行って、初めて火葬証明書をもって助成を出すというのが現状ですが、どういうふうに菅原農林課長は考えられておりますか。

議長（佐藤孝悟君）

菅原農林振興課長。

農林振興課長（菅原幹成君）

鳥獣の殺処分とその後の処理ですけれども、確かに一関市では、ごみ焼却施設のほうに搬入して処理しているというのは聞いております。あと、奥州市は、当町と同じで土に埋めるという形をとっております。当町の場合は、猟友会のほうと情報共有しながら、今現在は近くの町有地に埋めるというふうな方法をとっておりますので、今後についても猟友会と話をしながら進めていきたいというふうに考えております。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木一治議員。

8 番（佐々木一治君）

猟友会とお話しするということがございますけれども、隣の一関では、火葬して初めて助成金を出すのです。写真撮ったら助成金出すというのではないのですよ。考え方がやっぱり違うと思うのだよ、この何ていうのかな。そして初めて、焼却されたからこれはいなくなったのだと。これ埋めるというと、肉食動物に食われて、さらに子供ができて、どんどん増えていくと。

菅原課長、何で今キツネだのタヌキだのイノシシだの被害がありますけれども、戸河内で増えているのですか。これについてお伺いします。

議長（佐藤孝悟君）

菅原農林振興課長。

農林振興課長（菅原幹成君）

ご存じのように、議員も先ほどおっしゃいましたけれども、いずれ繁殖力が非常に高いということです。いろいろな電気柵の設置とか、そういった防護対応もしているところですし、狩猟免許を持つ方々を増やすということで、免許の講習会等にも引率して、実際増えている状況ではありませんけれども、なかなかやはり、そう簡単には、これ県内全域というか、全県的にもそうした取り組みを、広域的にもしているところですが、なかなか追いついていないというのが現状でございます。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木一治議員。

8 番（佐々木一治君）

菅原農林課長、追いついていないというのはどういうことでしょうか。やっぱり追いついて追いつきではないですけれども、早く処理して、早くイノシシがいなくなるようにするのが、それこそ猟友会とのお話で、今後も猟友会とお話して、埋設でなく、焼却して相談していただきたいと思うのですよ。それが餌になり、それこそ繁殖が多くなるというのが現状ですよ、菅原課長。一関では既にやっているのですよ。焼却して初めて助成金を出しますよと。そういう方向でもう一回何かしら答弁、菅原課長お願いします。

議長（佐藤孝悟君）

菅原農林振興課長。

農林振興課長（菅原幹成君）

犬や猫を埋設したものを掘り起こして食べているというふうなことについては、ちょっと聞いておりませんが、いずれ埋設するときには、容易に掘り起こせないような状況にさせていただいているというふうなところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木一治議員。

8 番（佐々木一治君）

容易に掘り起こせないでなく、山なりなんか埋めるものですから、簡単に動物に掘り起こされるのです。さらには、畑に埋めればいいのだけれども、動物は2キロも3キロもおいを嗅ぐのですよ。必ず見つけますよ。だから一関と同じように、火葬してから初めて助成金を出すというふうには、猟友会なりにお話をして進めていただくというのがいいと思うのですけれども。もちろん、亡くなったときの届け出を出さないなんて言うておりませんから、当たり前前にはないと思うのです。

だから、では保健センター所長に切り替えます。保健センター所長、犬の予防注射だけでなく、やっぱり犬、猫だのかわいいペットを飼われている方を、ちゃんと把握するべきだと思うのです。ふん尿もあるし、あるいはどこに埋めているか、それらも把握して調査するべきだと思うのですが、どういうふうの高橋保健センター所長は考えておりますか。

議長（佐藤孝悟君）

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

保健センターの業務といたしましては、基本的には、狂犬病予防法に基づいた業務を行っていますので、それ以上の対応は考えておりません。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木一治議員。

8 番（佐々木一治君）

どうしますかと聞いたら、所長が対応を考えていないということになれば、現状のまま。私、一般質問したのが何もならなかったということになります。そういう方向で佐々木議員が言うとおりに考えましょうよというのであれば、これは今後の鳥獣対策にもつながる、あるいは犬猫の死亡届を出された方が出たり、そういう方向によくなるのだと思うのです。

菅原農林課長は、亡くなったときのことももちろんですが、犬猫の鳥獣の餌になるというのは、どういうふうにも。もちろん連絡よこしてくださいというのは何も出していないから、連絡があるわけがないのですが、どういうふうに思われていますか。

議長（佐藤孝悟君）

菅原農林振興課長。

農林振興課長（菅原幹成君）

犬猫を埋めた場合に、それが鳥獣の餌になっているというふうなことについては、初めて今回聞きましたので、そういったことがあるのかどうかということもわかりませんが、いずれ今までどおり、当課のほうでは、イノシシやニホンジカ等の処理を町の鳥獣被害対策実施隊、あるいは猟友会の方々に協力をお願いして処分をしておりますので、現状はそういったところで継続していきたいというふうに思います。

議長（佐藤孝悟君）

佐々木一治議員。

8 番（佐々木一治君）

冒頭に私が言ったように、ことしのうちに土のなかに埋めたら、餌食われましたよと俺言ったでしょう。それを聞いておりませんということですが、そういう現状なのです。食われましたというふうに私言ったでしょう。ですから、そういう現状なのです。聞いておりません、知りません、わかりませんではなく、そういう現状なのです。そういうことになるから、もちろん犬、イノシシなりニホンジカなり増えていくのですよ、キツネなりカラスなり。もう少しちゃんと認識、頭をぐっと脳を締めて、そういうことです。もう一回答弁をお願いします。

議長（佐藤孝悟君）

菅原農林振興課長。

農林振興課長（菅原幹成君）

犬猫の土に埋設するということですが、イノシシとかタヌキ、そういったものの餌になっているというふうな事実を確認して、考えてみたいというふうに思います。

議長（佐藤孝悟君）



佐々木一治議員。

8 番（佐々木一治君）

それでは、そういうことでございます。現状が現状でございますし、もうその本人からも話を聞いておりますので、2人から聞いております。それでございますから、猟友会とお話しして、一関のように火葬して、そしてから助成金を支払うという方向にしたほうが私はいいと思います。山に埋めるといったって、根っこがあって掘れません。そうすると、ある方、猟友会の方が、「何、一治さん、山から、俺持っていくのひどいっちゃ」と言われましたけれども、それはそれでしょうがないということになります。

ということですから、そういう方向で猟友会と相談しますか。お答えをお願いします。

議 長（佐藤孝悟君）

菅原農林振興課長。

農林振興課長（菅原幹成君）

鳥獣被害の関係のその補助金というものは、殺処分した段階で補助金が出ますので、後の処理の仕方については、それぞれの方法ということで、必ず焼却処分をしなければならないというふうなことではないですので、そういう状況ですということです。

議 長（佐藤孝悟君）

佐々木一治議員。

8 番（佐々木一治君）

菅原課長が言った必ず処分することではないと言われましたけれども、では何で一関では火葬しなければならないと思っているのですか。どういう考えですか。一関では、火葬して初めて補助金を出すということですよ。何で同じ行政でも違うのですか。

議 長（佐藤孝悟君）

菅原農林振興課長。

農林振興課長（菅原幹成君）

地方自治体ですので、それぞれの自治体によってその対応が違うというのは、そのとおりだと思います。

議 長（佐藤孝悟君）

佐々木一治議員。

8 番（佐々木一治君）

佐々木一治、これで一般質問を終わります。

以上であります。終わります。

議 長（佐藤孝悟君）

これで佐々木一治議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

2時まで休憩いたします。

休憩 午後 1時46分

再開 午後 1時59分

---

議長（佐藤孝悟君）

それでは再開をいたします。

通告3番、真竈光幸議員、登壇、質問願います。

5番、真竈光幸議員。

5番（真竈光幸君）

質問通告3番、真竈光幸であります。令和時代最初の定例会におきまして質問の機会を与えていただきましたこと、感謝を申し上げます。

今回質問させていただきますのは、大きく2件であります。

1件目は、2020年度から変わる小学校教育に関する件についてであります。平成から令和へ、来年4月より小学校の教育内容が大きく変わります。

1つには、小学校5年、6年の英語が正式教科になることでもあります。

2つ目には、プログラミング教育が必修化されることでもあります。このことは教員への負担が増大し、現状の体制では対応し切れないと懸念するものであります。今後は、小中連携の体制整備や教育資機材導入予算の拡充が求められます。一方で、学習塾や機材購入などで、家庭間の経済格差の発生なども見込まれるなどの諸課題もあると思われま。本町教育行政の大きな変革になることに対し、どのように取り組んでいかれるのか、総合的な見解を町長に伺うものです。

次に、専門分野における質問を教育長に大きく3つ伺います。

1つ目は、小学校5年、6年の英語が正式教科になることについて、5項目の質問をいたします。

1つ目は、次期学習要領の実施に伴い、小学校の英語教育が具体的にどう変わるのかを伺います。

2つ目に、カリキュラムはどうなるのか伺います。

3つ目に、ALTの活用は変化するのか伺います。

4つ目に、中学校の英語教育にどう影響するのか伺います。

5つ目は、英語偏重教育に弊害がないか伺います。

2つ目に、必修化されるプログラミング教育について、4つの項目でお伺いをいたします。

1つ目は、論理的な思考の習得を目指しておりますが、学校の人材と予算だけで対応できるのか伺います。

2つ目に、教育現場に不安の声はないのかを伺います。

3つ目に、ICT支援員の配置も必要ではないかと思われまますが、見解を伺います。

4つ目に、塾通いや機材の個人購入なども予測され、地域格差や家庭の経済格差が懸念されまますが、見解を伺います。

2件目の大きな質問は、小中学校のスマホ禁止の見直しが検討され、原則校内持ち込みの禁止

が解禁される見通しになりました。このことについて、4項目の質問をいたします。

1つ目は、本町としてどのように対処していくのか、その方向性を伺います。

2つ目に、自然災害や犯罪に巻き込まれそうになることを防ぐ手段として持ち込みを認めるとする考えもありますが、その件についての見解を伺います。

3つ目に、児童生徒のスマホの保有率は把握されているのか伺います。

4つ目に、現在の校内での管理状況やルールについて、保護者への周知はされているのかを伺います。

質問は以上であります。よろしく答弁お願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

真竈光幸議員からのご質問にお答えをいたします。

1番の2020年度からの小学校教育についてのご質問の、来年4月より小学校の教育内容が大きく変わる英語の正式教科化と、プログラミング教育の必修化など、本町教育の大きな変革になることに対しどう取り組まれるか、総合的な見解を伺うのご質問にお答えをいたします。

学習指導要領の改定に伴い、次年度から小学校での外国語活動、外国語科の授業が、さらに小学校でのプログラミング教育が必修となります。これらについては、「言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力や、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を教科等横断的な視点に基づき育成されるよう改善した」と、改定の要点に示されております。

他の教育内容と同様に、当町においても、これらの趣旨に基づき教育を推進してまいります。現状の体制については見直しを行い、必要に応じて人材の配置、ICT関連機器の配置について検討をしております。

私からは以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

真竈議員からのご質問にお答えをいたします。

今日的な学校教育の課題について高い関心を持っていただき、多岐にわたるご質問をいただいたことに、まずもって感謝を申し上げます。

はじめに、1件目の教員への負担についての件でございますが、外国語活動等の指導については、当町においては、今年度は先行全面実施を計画しております。来年度から5、6年生70時間の英語教科というふうになるわけですが、既に今年度から両校とも70時間を設定して、今、指導に当たっているところであります。引き続き英語教育推進員を1名配置し、小学校の先生方が指導しやすいように支援をお願いしております。ALTについても引き続き配置しておりますので、先生方への負担は軽減されていることと考えております。

先生方への負担については、そのとおりであります。子供たちの学習量が増加する、教科時間が増えるというふうなことについては、子供への負担というものは増加するというふうと考えております。

また、プログラミング教育については、教育行政担当者や学校の先生方を対象にした各種研修会が行われており、各教科の年間指導計画について、どのような教育活動が考えられるかの実践例が各所で紹介されております。既に配置されている機器を活用することで指導可能な内容が多くあり、このことで負担は大きくないと考えているところであります。

さらに、外国語活動の指導と同様に、あくまでも将来のための基礎となる力を育む内容であるため、例えば、校内テストや入学者選抜試験の対象となるものではありません。各家庭においては、特段、直ちに個別の対策が必要とされるものではないため、経済格差の発生にはかかわらない性質のものであると考えます。

次に、(2)の2020年度より実施される小学校5年、6年の英語が正式教科になることについてであります。①の次期学習指導要領の実施に伴い、小学校の英語教育は具体的にどのように変わるか、②のカリキュラムはどうなるのか、③のALTの活用は変化するのか、④の中学校の英語教育にどう影響するのか、そして、最後の英語偏重教育に弊害はないか、この5点については関連がありますので、まとめてお答えをいたします。

正式には、次年度からの改訂ですが、先ほど申しましたように、本町においては今年度から先行実施をしております。小学校の3年生と4年生は毎週1時間、年間で35時間、外国語活動を学びます。これは教科ではございません。5年生と6年生は毎週2時間、年間で70時間、外国語科を教科として学びます。

新しい学習指導要領においては、児童が将来どのような職業につくとしても、外国語で多様な人々とコミュニケーションを図ることができる能力は、生涯にわたるさまざまな場面で必要とされることが想定され、その基礎的な力を育成するためと位置づけられております。小学校では、あくまでも基礎的な力として、英単語を知り、なれ親しんだり、英語を使ったコミュニケーション活動に取り組んだりします。いわゆる単語練習のドリルや、文法のテストのような取り組みはありません。

次に、ALTの配置についてですが、当町では中学校への配置のほか、幼稚園、保育所、小学校に勤務するALTを1名配置しております。各小学校に毎週2日間ずつ勤務し、それ以外の曜日は幼稚園や保育所で勤務していただくことになっております。外国語活動、外国語科の時数が新たに設定されたことにより、ALTの配置については、以前よりもさらに必要とされております。

続いて、小学校と中学校の連携についてであります。

現在は、新しい学習指導要領への移行期間であるため、小学校段階において、外国語活動に取り組んだ時数が学年によって異なる状況が、今後、数年間にわたって続いていきます。学年が上がるにつれて、徐々に取り組んだ時数が多い生徒が入学していくこととなります。そのことにより、中学校では、毎年の入学生の活動経験の実態に基づいた指導を展開していく必要があります。

中学校の英語教員は、さまざまな研修を通して、学校として対応する準備を進めているところです。

続いて、中学校への影響についてであります。

中学校においては、小学校における外国語活動、外国語科の成果として、英語で積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度が育成され、聞くこと及び話すことの活動を行うことになっている生徒が、今後、増加していくこととなります。授業では、教師による英語の使用の割合や、生徒の英語による言語活動の割合などが増えることが期待されています。

さらに、弊害についてであります。

小学校では、外国語活動等の導入によって、授業時数を確保する必要がありますので、生活時程が変わります。授業と授業の間の休み時間が少なくなったり、清掃活動ができない曜日があったり、5時間授業の曜日が少なくなったりします。児童生徒だけでなく、先生方もますます多忙化につながるおそれがあります。これまでの行事や指導のあり方を見直す必要があるため、学校では大変ですが、現在取り組んでいただいているところであります。

次に、必修化されるプログラミング教育についての、1の論理的な思考の習得を目指すこととしているが学校の人材と予算だけで対応できるのか、2番目の教育現場に不安の声はないか、3つ目のICT支援員の配置も必要ではないか、4番目の塾通いや機材の個人購入なども予測され、地域格差や家庭での経済格差が懸念されるのではないかと、この4点についても、ご質問が関連ありますので、まとめてお答えいたします。

新しい学習指導要領においては、情報活用能力の必要が高まったことで、学習活動においても、必要に応じてコンピューター等の情報手段を適切に用いて情報を得たり、必要な操作を習得したりする資質能力を育むことが重要視されています。

それを背景として、小学校では、各教科においてプログラミング的思考を体験的に学び、児童がコンピューターに意図した処理を行わせるために、必要な論理的思考力を身につけることが目標として定められております。

小学校は中学校と異なり、技術・家庭科のようにコンピューターを扱える時間は特にありませんので、あくまでも教科の中で可能な限り取り組むこととなります。よって、当町においては、既に配置・購入されている機器を使っただとしても充分に行える状況にあると考えております。

また、授業の実践例については、さまざまな研修会が開催されております。当町の先生方にも研修に取り組んでいただいているところであります。このプログラミング教育については、特に授業時間が設定されておりませんので、各校が学校においた教育課程を計画していくこととなります。設定時数が多くなった場合はICT支援員の配置が必要になるかとは思いますが、当町において、その段階にはまだ至っておりません。

続いて、個人購入と経済格差についてであります。

昨今、各企業が、デジタル機器を用いた学習のあり方をさまざま提案しております。ネットを活用して家庭でも任意に契約できる学習も多いようですので、検討する家庭もあるかと思えます。それらについては、プログラミング教育の目標とは性質が異なるものと思われまますので、あくま

でも各家庭の考えによるものと考えております。

続いて、大きな2番目の小学校スマートフォン禁止の見直しについてのご質問の、小中学校スマホ禁止の見直しについて見解のご質問の、本町としてどのように対処していくのか、その方向性は、また、自然災害や犯罪に巻き込まれそうになることを防ぐ手段として持ち込みを認めるとする考え方もあるが、その見解は、3番目の児童生徒のスマホの保有率の把握、4番目の現在の校内での管理状況やルールについて保護者への周知はされているか、この4点についても関連がありますので、まとめてお答えいたします。

はじめに、当町では、いわゆるスマホの学校への持ち込みについては認める予定はありません。しかしながら、例えば、下校後に習い事に向かう等の用事のため、保護者と児童の間の連絡手段として携帯電話が必要になる場合があります。そのような場合は、学校と保護者がきちんと相談の上、使い方や管理について約束ができる場合において認められております。当町においても、認められている例は幾つかあるようであります。

続いて、自然災害の発生時についてであります。携帯電話やスマホでなく、GPSや通知アラーム付きの、ランドセルに簡単につけられるような軽量の機器や契約が各企業により発売、宣伝されています。家庭によっては、子供に持たせたいという場合があると思われれます。これも学校と家庭との相談の上、任意で利用できる状況にあるため、携帯、スマホの持ち込みを認める予定はありません。

さらに、保有率であります。小学校6年生については約28%、自分用のスマホを保有していると回答したところであります。中学校においては、約40%の生徒が保有していると回答したところであります。各家庭においては、子供に持たせるだけでなく、使い方や生活習慣づくりの指導も合わせて適切に行っていただきたいと考えているところであります。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

真竈光幸議員。

5番（真竈光幸君）

丁寧にご答弁いただきましてありがとうございます。何点か再質問をさせていただきたいと思っております。

現在、小学校5、6年生を対象に実施しております外国語活動が、小学校3、4年からということになります。これまでの外国語活動は、基礎的な会話を通して聞く、話すという体験に、まづなれる、親しむということであります。言語や文化への理解を深めるということが、その目標であったと思います。これに正式な教科になることに、読む、書く、この2つを加えて、英語の4技能を使った言語活動が行われることとなります。

先ほどの教育長のご答弁ですと、その目標は何のためにそれをするのだということについては、コミュニケーションを図る基礎となる資質、能力の育成なのだと、こういうご答弁でございました。これは、この目標というのは、現行の中学校の学習指導要領に書かれている内容とほとんど同じ、つまり中学校レベルに一気に小学校5、6年から入るということの意味するものだと思います。

ますが、これで本当に児童と学校が順応、対応できるのでしょうか。ちょっと不安なのですが、ご答弁いただけますか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

確かに、小学校で今まで聞く、話すことを主に行っていたのに、加えて読む、書くという学習活動が入ってくる。これは、5、6年生であります。3、4年生は今までどおりのコミュニケーションを中心にした、いわばネイティブに触れるという、そういうふうな形ではありますが、そうしたことに対する心配というのは、そのとおりあると思います。例えば、小学校で単語の数として600から700語、これが入ってくるというふうな、今までもあったわけですが、そのくらい増えてくるというふうなことがありますし、それが各活動等まで広がっていくとなると、いわゆる英語嫌いを増やさないかという、そういう心配もないわけではありません。

その部分については十分配慮しながら、いわゆる今までどおりの教科型には5、6年生になるわけですけれども、活動というふうなことを大事にしながら続けていかないと、中学校に上がる、もう前段でギブアップというふうな心配もないわけではないというふうなことです。その辺については十分配慮しなければならないと思いますし、小学校の校長からは、中学校との連携といますか、どのようにつないでいくかというふうなことで、お互い情報を共有しながら、スムーズに中学校の英語科に入っていけるようにというふうなことを考えなければならないのではないかなど、そんなふうに思っていました。

議長（佐藤孝悟君）

真竈光幸議員。

5 番（真竈光幸君）

基本的に、小学校5、6年の2年間で習得する単語数が700ぐらいだということでした。大変なことだろうと思われるのですが、文法なんかは、現在の中1の学ぶ内容と同じものになるのでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

私も新しい5、6年生に使う英語の教科書というのは、まだ目にしていないところなのですが、基本的には文法は扱わないというふうな形で考えているというふうに聞いているところでもあります。

議長（佐藤孝悟君）

真竈光幸議員。

5 番（真竈光幸君）

それから、その先行実施をされているということについて、若干お聞きしたいと思いますが、基本的に学級担任が指導に当たるということで、週2こまの教科化に不安を抱える教員も少なく

ないのではないかというふうに心配をするわけですが、その先行実施の状況についてお聞かせいただけますか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

私もその辺については、対応していけるのだろうかというふうな心配をしておりましたが、学校現場からの報告によれば、大変、担当する、特に高学年の担任たちが意欲的に1時間、1時間の指導の指導案、そういったものをつくりながらやっているというふうなことを聞いております。

実際に見にいったら本町は大変恵まれていて、担任がいて、ALTがいて、指導員がいて、1時間に3人がかりでやるというふうな形をとっているわけですが、あくまでも中心は担任であります。担任が1時間の流れをきちんとセットして、そして、それを任務分担をしながら、あるときには全員を向かせる、あるときは分けて3人で、というふうなことをやって進めているようでありますので、その部分については、なれてきたのかなというふうな感じで考えております。

議長（佐藤孝悟君）

真竈光幸議員。

5 番（真竈光幸君）

そこが、実は一番心配していたところでありまして、対応できない教員は多分いるのだろうというふうに思っておりました。語学はどうしても得手、不得手といたしますか、ありますので、なかなか授業をALTがやるわけではございませんので、専門でない教科を本当に教えられるのだろうかという単純な疑問がございました。そうすると、副教材といたしますか、映像の教材だったり、音声の教材だったりといったものに頼らざるを得ないとか、教師のストレスにつながるものにならないかというふうな懸念をしております。

そこで、小中連携というお話をさせていただきたいと思うのですが、教員免許の件もありますから、なかなか一概に難しいのかと思いますが、中学校の英語教員が小学校の英語授業を行うといったような、具体的な小中連携の必要性というのも出てくるのではないかと。方法論として、そのようなことは進めていくのはいかがなものかというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

現行の人事的な面でいうと、それはかなり不可能であろうというふうに思います。例えば、県内でも英語特区という形で、文科省から認められて、英語の専科教員を小学校にも配置をするという形でやっているところがあったり、市町村単独で雇っているというふうなところもあるやに聞いておりますけれども、基本的には、大変だろうけれども小学校の先生も英語の授業をすると、今の状況では、というふうなことになろうかと思います。

専科教員を置いてほしいということについての要望はしているところではありますが、それは全国的な数からしても、なかなか難しいところもあって、制度的に変わらない限りは、あるいは人



的な、財政的な保証がないと、なかなかそれは難しいと思いますので、現在のところは担任を中心というふうな形にならざるを得ないと。繰り返しになりますけれども、うちのほうは3人体制でやっているということは、かなり担任の負担軽減にはなっているのではないかな。本町から他に転勤したときには、1人でやらざるを得ないという部分があるかと思いますが、うちのほうはそういう面では恵まれているのではないかなと思っておりました。

議長（佐藤孝悟君）

真竈光幸議員。

5 番（真竈光幸君）

変わるの小学校だけではなくて中学校も当然、次期学習指導要領が2021年からということになります。レベルが当然大きく上がっていかざるを得ない。中学校の現行の単語数が1,200ありますが、これが最大1,800に増えるという。現在の高校過程で学習していた文法事項も加わって、非常に難しいといえますか、英語の苦手な子供はさらに苦手になるだろうといったような、学力格差がついていくのではないかというような懸念もあるところです。

中学校の場合の指導要領の先行実施の状況というのは、どのようになっているのでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

小学校のような、そこまでの先行実施にはなっていないと思います。ただ、言えることは、これはまだ義務化にはなっていないのですが、努めて授業では日本語は使わないと。担当する教員は全て英語で進めるというふうにするべきだというふうなことで、今それが過渡期であるかなと思いますが、言ってみますと極力時間の中では日本語を話さないで、英語で子供たちに指示したり、やりとりしたりというふうなことは今、進めているところではないかなと思います。

何よりも、やっぱり考え方が、例えば文法だとか、いわゆるそういったようなことを中心ではなくて、いかにコミュニケーションをとれるか、たどたどしくても会話ができるような形にというふうなことに、英語教育は変わっていかねばならないというふうな、そういう状況にあるのかなと思いますが、一方では入試もあつたりする部分もあります。なかなかそれは難しいところだと思いますが、言ってみれば大学入試とか、上のほうが変わらないと、下のほうはなかなかというふうなことになりますので、そういったような問題点は、まだ抱えているのかなと思います。

議長（佐藤孝悟君）

真竈光幸議員。

5 番（真竈光幸君）

もう少し先行実施についてお伺いしますが、長島小学校、平泉小学校、2018年度の先行実施をやるわけですか。同じだと思いますが、中1の時点で学力差が出る懸念というのはないのでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

指導力の差というか、授業力の差とか、そういったようなことも心配をされるところがあるわけではありますが、要領に従って進めているというふうな、それは同じでありますので、基本的には変わらないだろうというふうに、その差は出ないというふうに、70時間は同じになりましたので、そういったことで進めていただいておりますので、その部分については心配ないわけではないですけれども、そのように見ているところでもあります。

議長（佐藤孝悟君）

真竈光幸議員。

5 番（真竈光幸君）

ちょっと質問を変えますが、4月18日に全国学力テストがまた実施をされておりますが、中学校3年生で初めて英語が今回実施をされています。結果は7月に公表される予定であります、どのような結果だと予想されていますか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

まだ把握しておりません。

議長（佐藤孝悟君）

真竈光幸議員。

5 番（真竈光幸君）

英語教育がこのように実施されていくということになりますと、先に行って高校入試の英語も非常に難しくなるということでもあります。高校の次期学習指導要領を見ますと、新聞記事を速読して、その場で内容を把握し、議論ができるようになる力が求められるということになります。これはとても大変なことなのだろうなというふうに思っております。英語の質問については、まとめたいと思いますが、最後に1問だけお伺いをします。

幼児期から小学校にかけては、言語の吸収力が非常に高い時期であります。しかしながら、国語の基礎が形成される、こうした大切な時期であることを、やっぱり忘れてはならないのだろうと思うのですが、国語力が思考を支え、あらゆる知的活動の基礎であります。私は、本来小学校で重視すべきは、英語よりも国語だというふうに考えているものであります。600から700の英単語を、約1,000字の漢字を小学校で習うわけですから、大変忙しい、気の毒だなというような、かわいそうだなというところもありますが、こうした国語力をつけさせるための取り組みも、新たに考えていかなければならないのではないかと思います。その点の見解をお伺いします。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

私も長いこと中学校の国語教諭でありまして、真竈議員さんのお考えと全く同感であります。

日本語こそ大事にしなければならないだろうというふうに思いますが、一方では、こういうグローバル化の時代でありますので、やはり英語を使えると、さっきも申しました、たどたどしくても会話ができるというふうなことは大事にしなければならないだろうというふうに思います。

具体的に国語力というか日本語力といいますか、そういったことをつけるというふうな具体的な手だてというふうなことについては、例えば本町で新聞をとってもらって、それをみんなで読むとか、いろいろなそれに注目して、あるいはそれを、文章を自分でつくってみるとか、さまざまな活動の中で力を蓄えていかなければならないのではないかと。非常に抽象的ではありますが、そんなふうに考えております。

議長（佐藤孝悟君）

真竈光幸議員。

5 番（真竈光幸君）

プログラミング教育について何点か伺いたいと思います。

教員が新しい教材などを学ぶ時間というのは、確保されているのでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

まだ、スタートしたばかりというか、これからというふうなことでありますので、そうした確保できるかどうかというふうなことも含めて、これからの課題というふうに考えております。

議長（佐藤孝悟君）

真竈光幸議員。

5 番（真竈光幸君）

事前準備といったものの状況についてもお聞かせいただけますか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

全くこれからであります。6月11日に、この県南教育事務所管内で唯一、平泉小学校で、県の担当者が来てプログラミング教育の研修会をすることにしておりました。こうしたことをきっかけにして、どう進めればいいのかということ、まず先生方が生徒になって授業を受けるという、そういうところからスタートする予定でありますので、まさにこれからというふうなことでありますし、慌てて、拙速に何かしなくてはならないと慌てる必要はないのかなと、そんなふうに思っております。

議長（佐藤孝悟君）

真竈光幸議員。

5 番（真竈光幸君）

大変です。物すごく大変なことだろうと思うのです。当然、英語の指導とまた違った意味で、こういったIT知識に乏しい教員もいらっしゃるわけですね。今後そういった部分を補う、学

校の人材だけではなかなか教え切れないといった場面が、必ずやっぱり出ると思うのです。今お話のように、一体何から手をつけていかかわからないといったところも、現場の声として多分あるのだろうというふうに思いますが、やはり今後、先ほど教員免許のところでもちょっとお伺いしましたけれども、中学校の教員の力をかりる、新たな意味での小中の連携とか、または民間のICTの支援員を活用するとかといった方面も、当然考えていかなくちゃいけないのではないかなというふうに思うのです。そういった指針、ガイドライン的なものというのは、県の教育委員会のほうからは、何か示されているのでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

今のところ示されておられません。

議長（佐藤孝悟君）

真竈光幸議員。

5 番（真竈光幸君）

そうしますと、これからということになりますが、以前にも一般質問でお伺いをいたしましたのですが、児童1人に1台のタブレット端末の配備にも、予算を回していかなければならないというふうに思います。こういったところまでの計画も当然、検討課題として取り組みをされていくことになろうと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

行く行くはそういう時代が来るであろうというふうに思っておりますが、今年度の段階では、その導入というふうなことについては予算要求もしておりませんでしたし、これからさまざまなそれぞれ、例えば周辺の市町村の状況とか、そういったことを考えながら進めなければならないのかなど、そんなふうに思っております。

なお、このプログラミング教育については、いわゆるコンピューターの操作を覚えることが本来の目的ではなくて、それを使って論理的な思考力を鍛えるというふうなことが主だということですので、例えば識者によっては、コンピューターがなくても紙ベースでもできるのだというふうな言い方をする方もあります。それがどういう形なのかということは、私もまだわかっていませんけれども、いずれその考え方だけはしっかり持っていないと、例えばICTの支援員をとというふうなこと、それは操作は教えることはできるかもしれませんが、論理的な思考という部分については、やっぱり学校の教員が負担というか、考えるべきものだろうというふうに思っておりますので、その辺については大事にしなければならぬかなと思っております。

議長（佐藤孝悟君）

真竈光幸議員。

5 番（真竈光幸君）

いずれ英語とプラスして、大変教員への負担が増大をする。このことに対して、やはり何らかの手だて、人員の再配置、もしくは民間のそういった人材の活用含めて、教員の負担、教員のストレスにつながらないような手だてをしていかなければいけないのかなというふうに思うわけがあります。

先ほど教育長がおっしゃったような、例えば家庭間の経済的な格差は、当面心配ないのだといったようなお話もありましたけれども、家庭の問題といえば家庭の問題なのですが、2歳の子供が親のスマホなんか簡単にいじる、今、時代に生きているわけです。子供の習熟度の速さというのは、私はもちろんですけども、教育長や教員をはるかに陵駕しておりますから、いずれついていけなくなるということ、教えられなくなるぐらいに進化は速いものだというふうに私は考えております。ですから、現行の学校の人材だけでは、到底このプログラミング教育は追いついていかないだろうといったような懸念があります。そして、それを全て学校の教員にということであれば、これは英語とプラスして、相当な負荷がかかるのではないかとというふうに懸念することをお伝えしておきたいというふうに思います。

来年から変わる小学校教育について伺ってきました。関連なのですが、脱ゆとり教育による学習指導要領の改訂に伴って、学習量が増加に転じました。それに加えて、英語の正式教科化やプログラミング教育の必修化などで、教科書がどんどん重くなる、厚くなる。日本の教科書の紙質というのは世界一のレベルであります。坪量が非常に大きくて重いのですね、そもそも。

教育長にお伺いしますが、1年生の教科書、ランドセルに全部詰めてしまったら何キロぐらいになると思いますか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

はかったことはありませんが、多分10キロ近くになるのかな、違いますか。私はそのくらいと  
思っておりましたけれども。

議長（佐藤孝悟君）

真竈光幸議員。

5 番（真竈光幸君）

実は、孫の1年生の教科書を全部ランドセルに詰めて、重さをはかってみたのですが、3.98キロでございました。ランドセル自体が今、軽いのですね、1キロいかないのですけれども、教科書が重い。ランドセルメーカーのセイバンという、天使の羽なんていうのを出しておるのですけれども、その統計が出ておりましたのでちょっと見てみました。小学校1年、2年生の教科書の総重量が、平成17年と平成27年、10年間を比較しますと、1年生で平成17年に1.15キロが、10年後には1.6キロ、今はさらに重くなっています。2年生で1.1キロが1.56キロ、約1.4倍ということの結果が出ています。

それで、先ほど教育長がおっしゃった10キロぐらいあるのではないかとというのは、間違いなくあります。平均で6キロというのが、その調査した結果から出されている数字であります。10キ

ロを超える児童も34%の割合でいるということでもあります。名古屋市教育委員会の調査ですが、小学校の60%が通学時のランドセルが重いというふうに感じております。

そこで、宿題や予習に使わない教科書、学用品を学校に置く、いわゆる置き勉の取り組みについて、見解を伺っていきます。

議長（佐藤孝悟君）

岩渕教育長。

教育長（岩渕実君）

少し古いデータでありますけれども、昨年10月に平泉小学校の校長から、児童の携行品に係る配慮についてという文書が保護者に出されています。それをご紹介します。

教室保管を原則とするもの、週に一、二度しか使用せず、ほぼ家庭学習では使用しないもの、図画工作、音楽、家庭、保健体育、書写、道徳の教科書及びノート、ワークやファイルを含む外国語活動副読本、社会科資料、地図帳、国語辞典、道徳の副読本、こうしたものについては学校保管と、教室保管と。年間使用する学用品、これも教室に置くものですが、習字セット、絵の具セット、鍵盤ハーモニカ、リコーダー、飛び縄。それから、机の中に保管しておくもの、クレパス、色鉛筆、のり、はさみ等の道具類。

週末あるいは隔週で持ち帰るもの。毎週末に持ち帰るのは歯ブラシ、コップ。第2、第4金曜日に持ち帰るのは中ズック、こういったものは基本的には持ち帰らないというふうなことであります。

給食着については、当番だったときには金曜日に持ってきて、洗濯して、アイロンかけて次の人に渡すというような形になっている。こういったようなことで、それから夏休みに入るときというようなときには、習字セットとかハーモニカとか絵の具セット、リコーダー、こういったものは少しずつ持ち帰る。始業式の時期にも少しずつ持ってくるというふうなことで負担軽減を図っているというふうなことであります。

このような形で、学校では置き勉にはならないかもしれませんが、それら道具類を中心にして配慮して、負担にならないようにというふうなことであります。よく1年生なんかは、重いかばんをしょって走って、そのままぱったり膝ついて、けがをしたとかというふうなこともあるわけありますので、その部分についても、いわゆる健康面、安全面というふうなことから配慮しなければならないというふうに思っているところであります。

議長（佐藤孝悟君）

真竈光幸議員。

5 番（真竈光幸君）

子供の安全や健康は全てに優先されるべきでありますから、例えば災害や不審者から身を守るときに、ランドセルが重くて逃げられないとかというようなことのないように、安全面に支障が出てしまわないように、いろいろな意味で検討していただきたいというふうに思います。

最後に、スマホの解禁について伺いますが、文科省が原則禁止としていたスマートフォンの校内持ち込みを解禁する方向について、これは県の教育委員会から運用ガイド、ライン的なものは、

何か示されているのでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

特に示されてはいません。本町では、メール配信のシステムを導入しております。スマートボードという形でありますけれども、小中学校ともにアドレス登録をもらっている保護者のスマホに、あるいは携帯に配信されるというふうなことで、例えば学校行事が天候のために延期だとか、例えばそういったような、あるいは何か安全面で大変心配な事件が起きたとか、そういったことについては、やりとりができるような形になっていますので、今のところは、個々の子供が持ってきて云々というふうなことは必要ではないかなと、基本的にはそういうふうに思っています。

議長（佐藤孝悟君）

真竈光幸議員。

5 番（真竈光幸君）

最初に、保有率が28%、6年生が持っているというお話でありました。学校現場として、保護者との間で、そういったその情報の共有、もしくは持たせ方、もしくは何らかのルールといったものについて話し合いの場というのは、前にもやっていたといったようなことをお聞きしたわけですが、これはその都度といいますか、その年度、年度で行っていらっしゃるのでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

今年度に入ることについては、まだ把握しておりませんが、親子PTA行事といったようなところで、こうした問題も取り上げて、例えばゲームでの遊びも含めてでありますけれども、そういった形で講話をして意識を高めていただく、あるいは注意喚起をするという、そのような実践をするというふうな報告はいただいているところであります。

議長（佐藤孝悟君）

真竈光幸議員。

5 番（真竈光幸君）

いろいろと細かく丁寧にお答えいただきまして、ありがとうございました。

スマホについて、奥州市の教育委員会が実施した小学校5、6年生のSNS端末の保有率であります、26%にわたっているということでもあります。本町においては、6年生保有率が28%ということで、住環境の差はあるのかもしれませんが、実態は、もっと多分多いのではないかなというふうに思われます。保護者との意識の共有を十分に図るよう取り組んでいただきたいというふうに、再度お願いをしたいと思います。

このスマートフォンの解禁につきましては、大阪府がもう先行してやっておるわけですが、基本的に学校や家庭が置き去りのまま、解禁に向けた動きが進んでいないのかという、非

常に懸念するものであります。その持たせる理由として、緊急時に対応するためだということがあります。これは神戸の大震災を教訓としたものから発しているということの新聞報道がありました。災害時には通信が遮断されることが、当然想定されるわけでありまして、情報入手を児童らが、こうしたスマートフォンもしくは何らかのSNSの端末からとるという、頼るといふ、この前提は、だめなのだということ、もう一度やっぱり確認をしておかなくちゃいけないのだらうと思います。ないことを前提とした安全確保のすべを常にやっぱり考えるべきだというのが、相次ぐ災害からの教訓でもあります。

今後も、解禁については、いろいろなほかの自治体のことも含めながら判断をしていくことになるかと思うのですが、ぜひ慎重に判断すべきことを申し上げまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

これで、真篋光幸議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

3時10分まで休憩いたします。

---

休憩 午後 2時52分

再開 午後 3時08分

---

議長（佐藤孝悟君）

そろっておりますので、再開をしたいと思います。

通告4番、升沢博子議員、登壇質問願います。

7番、升沢博子議員。

7番（升沢博子君）

通告4番、升沢博子でございます。

さきに通告しておりました1点について質問を行います。

昨年の12月から、引き続き新社会教育施設についてを、質問をさせていただいております。今回は3回目、6月会議の中では3回目の質問になるわけでございますが、まず新社会教育施設の管理運営について質問をいたします。

今まで、3月のところでもいろいろ当局から伺いまして、にぎわい交流の拠点だと、そういうコンセプトで町民が非常に期待している施設であるというふうに理解をしております。その中で、その施設自体、公民館を中心とした施設自体について質問してまいったところでございますが、今回は図書館の管理運営について、現在指定管理の方向で事業者の選定がなされているところでございます。

今回、複合施設の中の図書館ということでございますが、この図書館は、図書機能という書き方もしておりますが図書館であります。そして、唯一平泉町の図書館と認識しております。ほかの自治体でも、複合施設の中の図書館という形もございますが、平泉の場合は、全世代にわたる



図書館という、対象は全世代にわたって対象にした図書館というふうに認識しているところがございます。

そこで、指定管理となった場合の運営体制についてお伺いをいたします。

1つ目です。現在の平泉町立図書館には、図書館協議会は設置されているかどうか、お伺いをいたします。

2点目、今後設置予定の新社会教育施設条例と現在の平泉町図書館条例との関連について、指定管理導入によりどのように変わっていくのかをお伺いいたします。

3点目、教育機関、調査研究機関としての重要性に鑑み、司書などの職員を自治体職員の配置が望ましいとの政府見解も出ておりますが、正職員に社会教育主事のほかに司書の配置のお考えはないかについて、お伺いいたします。

4点目でございます。指定管理を導入している図書館の全国の導入状況について伺います。また、当町では指定管理受託事業者について、どのような団体を想定しているか、お伺いいたします。

5点目でございます。職員について、図書館法では自治体の教育委員会が任命となっておりますが、指定管理事業者の運営となった場合、問題はないか、その点についてお伺いいたします。

6点目、現在、町立図書館の運営に携わっている職員は、新たに建設される図書館への配置は可能かどうか、お伺いします。

最後になります。全国的に図書館の民間委託による問題が、現在取り沙汰されております。図書館の無料の原則、住民の学習権、知る自由を保障する要件から、指定管理導入後は、その運営を評価・審査する機関を設けるべきではないか、伺います。また、その中に必ず図書館経営の専門家を加えるべきと考えますが、その見解をお伺いいたします。

以上の点について質問をいたします。よろしく明快な答弁をお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

それでは、議員からのご質問にお答えをいたします。

新社会教育施設の管理運営についてのご質問の1点目、現在の平泉町立図書館には図書館協議会は設置されているのかというご質問でございますが、現在は図書館運営協議会は設置しておりません。上位法に当たる社会教育法で規定されている社会教育委員がその役割を担っております。図書館協議会及び公民館運営審議会については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により社会教育法、図書館法及び博物館法の一部改正に伴う条例改正時に設置について検討を行い、県内の設置状況等も踏まえ、平成24年度より、社会教育について教育委員会に助言できる社会教育委員が、公民館運営審議会、図書館協議会の役割を担うことが適当と判断したため、現在は設置しておりません。

なお、一部の社会教育委員の選任に当たっては、公民館、図書館について助言していただける方を選任しております。

次に、2点目の、今後設置予定の新社会教育施設条例と現在の平泉町図書館条例との関連について、指定管理導入によりどのように変わるのかとのご質問でございますが、新たな施設の設置管理条例を制定し、同時に現行の条例は廃止となります。

なお、新たな条例の中に指定管理者による管理ができる旨の条項を整備します。

3点目の教育機関、調査研究機関としての重要性に鑑み、司書などの職員を自治体職員の配置が望ましいとの政府見解も出ているが、正職員に社会教育主事のほか、司書の配置は考えないかとお尋ねであります。事業者を募集するに当たり、図書館機能、情報発信機能の運営に携わるスタッフに求める要件に司書資格を有する者、情報発信について能力を有する者としているため、正職員の配置の考えはございません。

4点目の指定管理を導入している図書館の全国の導入状況についてのご質問でございますが、また、当町では指定管理受託事業者についてどのような団体を想定しているかということですが、日本図書館協会の2018年図書館統計では、全国3,296の公立図書館があるとされており、同協会の図書館政策企画委員会が行った図書館における指定管理者制度の導入等について、ちょっと古いですが、2015年の調査では、267自治体で577館が、指定管理者により管理運営が行われているとの報告がございます。

指定管理受託事業者については、民間企業、NPO、地元書店といった多様な形態があるようではありますが、当町が望んでいる地域住民のための図書館として運営していただける事業者が名乗り出ただけであればと思っております。

次に、5点目の職員について、図書館法では自治体の教育委員会が任命となっているが、指定管理事業者の運営となった場合、問題はないかとのご質問でございますけれども、図書館経営のためには責任者が必要であることから、図書館法では公立図書館にその責任者たる館長を置くこととする規定が設けられており、その任命については、教育委員会が行うこととされております。

この任命規定については、図書館については首長部局ではなく教育委員会が管理することから、その職員の任命を地方公共団体の長ではなく、教育委員会が行う旨規定されているものです。教育委員会は公務員たる職員については任命を行いますが、教育委員会が図書館の管理を指定管理者に行わせる場合で、任命権の対象となる公務員たる職員がいないときには、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第34条は適用されません。すなわち、この場合、図書館に館長を置く必要はありますが、公務員でない館長については教育委員会が任命する必要はないものであります。

したがって、指定管理者に専門職員等の業務を含めた図書館の運営を全面的に行わせることはできるものと考えております。

6点目の、現在、町立図書館の運営に携わっている職員は、新たに建設される図書館への配置は可能かとのご質問でございますが、指定管理後、正規職員の図書館への配置は考えていません。また、臨時職員については、これまでの経験と町民への対応等について新事業者へ引き継ぐためにも、可能であれば引き続き携わっていただきたいと考えていますが、町が雇用して配置という考えはありません。

なお、事業者との対話の中では、地元雇用については前向きな回答がありましたので、町としても今後も働きかけていきたいと考えております。

7点目の、全国的に図書館の民間委託による問題が取り沙汰されている。図書館の無料の原則、住民の学習権、知る自由を保障する要件から、指定管理導入後はその運営を評価・審査する機関を設けるべきではないか。またその中に必ず図書館経営の専門家を加えるべきと考えるがというご質問でございますが、議員のご指摘のとおり、民間委託による問題について全国的には一部問題が取り沙汰されている事例もあります、これは悪い分野もあり、またはよい分野もあるわけでありまして、一概に悪いとだけは言い切れません。しかしながら町民のための施設であり、図書館の無料の原則、住民の学習権、知る自由を保障するためにも、何らかの対応は必要と考えております。

現在、公表しております要求水準書(案)では、事業者は維持管理・運営の定期報告、町民ニーズの把握及び利用者の満足度を把握するためのアンケート調査、各機能の町職員を交えた連絡会議の開催を行い町へ報告すること、また、町民を交えた連絡運営会議への出席をすることを記載し、実施することとしております。

また、運営を評価・審査する機関の設置については考えておりませんが、先にお話ししました町民を交えた運営会議を四半期に一度程度開催することで、評価・審査にかわるものと考えております。

なお、図書館経営の専門家を加えるべきとのことですが、評価を専門家が行うのではなく、町民、利用者の皆さんがみずから判断していただきたいと考えております。そのためにも、併設される公民館機能を活用し、専門家の話を聞きながら、改善点などをみずから学習し、その内容を運営会議で提案する、また、事業者と協力しながらみずから行ってみるなど、「待ち」から「行動」にかわり、最終的には町民が運営に積極的に参画していくといった活動の拠点としていただきたいと、そのように思っているところあります。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

升沢博子議員。

7 番（升沢博子君）

ありがとうございました。それでは、何点か再質問をさせていただきます。

はじめに、図書館協議会につきましては、私も多分十何年前に委員を務めさせていただいた記憶があります。それで、今現在あるのかなというふうに思って聞いたところでございます。図書館協議会の役割ということで、もちろん教育長ご存じだと思いますけれども、図書館長の諮問機関として、意見、具申機関にとどまらず、教育委員会の附属機関、答申、意見などについて教育委員会は尊重する義務があり、規制をされるという、そういった役割があるようでございます。

公立図書館に指定管理を導入しているほかの自治体の事例を見ますと、図書館協議会の役割によって協議会の中で議論され、その答申を受けて導入に至るといった事例が全国的に多いようでございます。答弁にありますように、今現在は社会教育委員会の中で、その役割を担ってもらって

いるということでありまして、特に公民館、図書館に見識のある委員さんが選任されているということですので、その中で、この社会教育施設建設について、どのような議論をなされたのか、わかる範囲でよろしいですので、教えていただければと思います。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

先ほどお話をいたしましたけれども、何らかのといいますか、いわゆる図書館協議会という形ではなくても、利用者団体とか利用者の方々のご意見をお伺いする、それを反映するという、そういう機会は大事であろうというふうに思っております。

平成24年の12月に、文科省から図書館の設置及び運営上望ましい基準というのが示されておりまして、その中には、図書館については図書館協議会の活用、その他の方法により、学校教育または社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、図書館の事業に関しての学識経験者、図書館の利用者、住民その他の関係者、第三者による評価を行うよう努めるものとするがありますので、これから建設しようとしている施設についても、この文言は生きるだろうと、生かしていかなければならないと、そのように思っておりますので、いわゆる協議会という名前にはならないかと思えますけれども、そういった、先ほど申しました四半期に一度というふうな形で開催をしていくと、そして反映していくというふうな形にしなければならないと思っております。

議長（佐藤孝悟君）

升沢博子議員。

7 番（升沢博子君）

今、教育長のお答えの中にもありましたけれども、本当に社会教育委員会は、教育委員会の諮問に応じて社会教育行政に関して意見を述べる重要な機関というふうに思っているところでございます。

今後は、当町の重要な社会教育施策について、迅速な情報を公開して意見を求め、その役割を果たしていただくように、ぜひともそういった委員さんの力をおかりするということは、ぜひお願いしたいというふうに思います。

次に質問を移りますが、私の質問の中に、任命権ということでお伺いいたしました。図書館法の中で館長及びそういった職員については、教育委員会が任命するということにはなっておりますが、今、教育長の答弁の中にもございましたように、図書館に館長を置く必要はあるが、公務員でない館長については、教育委員会が任命する必要はないものですという。したがって、指定管理者に専門職員などの業務を含めた図書館の運営を全面的に行わせることはできるという、そういうお話は、本当に私もそのとおり、今の法律改正の中でこういった形、指定管理制度を導入するに当たって、そういう形になってきたというのは理解しておりますのでございますが、これを教育長に今、答弁いただいたところで、これが教育委員会と指定管理を受託した団体とのその関係の中で、その責任の所在といいますか、もちろん社会教育施設は社会教育機関と思っております。

ますので、最終的な責任は町、教育委員会が負うものだというふうに思っておりますが、ちょっとこのところが私も非常にひっかかったところでございまして、今の教育長の答弁。このことについて、もちろんこのとおりなのですけれども、やっぱりちょっともう一度そのことを改めてお聞きしたいと思います。教育長すみません、お願いします。

議長（佐藤孝悟君）

岩渕教育長。

教育長（岩渕実君）

前段のお話の中にありましたことについて、若干触れさせていただきますが、先ほど私、四半期に一度ぐらいの評価・審査をする運営会議という、社会教育委員がそれを担っている、それとは別の組織をつくって、そして運営が図書館だけではなくて、公民館、いわゆる社会教育施設全体のことについて意見を申すというふうな、そういう場を設定しなければならないという、まずそういうことであります。

それから、図書館長という形ではなく、いわゆる新しい施設の施設長という、そういう意味での館長というふうな意味の方が一番てっぺんにいて、運営する、担当する会社のほうで。その下に図書館を担当する司書を中心として、あとは職員が、というふうな体制になるだろうと。そういったような部分、全体のところについて教育委員会としてどう見守っていくかというか、そういった部分についてはやっぱりただ丸投げというか、していただくだけではなくて、そのことについては運営についても、例えば3年というふうな、その中でやっぱり厳しく見ていって、例えば修正してもらわなければならない、あるいはひょっとすると管理が変わるというふうなこともあるわけで、そういうような形での指導的な役割というのは、常に教育委員会が見守らなければならないというふうに思っております。

議長（佐藤孝悟君）

升沢博子議員。

7 番（升沢博子君）

受託事業者について、今、質問を受けて回答するというような1回目のあれが終わって、審査も終わって、これから7月中にですか、9月ですか、第2回目の質問を受けるといった、そういったことを、今まさにそういうことをやっている最中であると思えます。

それで、どういった指定管理の株式会社と言われるところがあるのかなというふうに、私もちょっと調べてみたところ、本当にたくさんあるんですね、調べてみますと。ちょっとここに資料の中でも30近くの会社がありまして、その中の、いわゆるちょっとニュースにもなった、この名前がすごいと思うのですけれども、カルチュア・コンビニエンス・クラブという、CCCというのだそうですけれども、いわゆる蔦屋の系列が3カ所があって、宮城県の多賀城も、多賀城市立図書館がそこを受託しているというふうなことも聞いております。

実は、その中でちょっと私が、議会の議事録とか見た中で、実はやはり多賀城も協議会はずっと設けていました。ところが、指定管理者、図書館長も市が任命する役割ではなくなる、民間人になるわけですね。そうすると館長に諮問を受ける、それが違うということになるので、その

協議会を新たに図書館運営審議会という形に位置づけた議案が、議会のほうに出されているということで、それを今、設置しているようでございます。

なので、答弁いただいたように連絡協議会、そういったところでは、皆さん知恵を出し合いながらということ、非常によろしいとは思いますが、やっぱり1つ、条例なり規則なり、そういった形のものであれば、もちろん今、岩淵教育長さんがいらっしゃいますし、それから職員、それから、もうそういった人たちが、ここ10年、20年先までずっと同じ職員がいてくださるとは限らないわけですよ。そして、指定管理も3年、そしてその後5年、5年という形になっていくのでしょけれども、そういった中で何かがあったときに、そこをきっちりと審議してくださる、そういった機関がないと困ってしまうのではないかというふうに感じたところでございますが、そのことについて、どういうふうに思われているか、お伺いしたいです。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

先ほど申し上げました、例えば多賀城のケースという、それを運営している会社というのは、基本的には営利目的というのが、かなり色合いが強いのではないかと。九州の武雄もそうですが、それは我々が考えている姿ではありませんので、当然のことながら、今後、手を挙げてくる連合体が、会社組織があると思えますけれども、審査会においてその部分について十分に吟味をして、言ってみれば、はじいていかなければならないのではないかと、そうでないと、何かよく聞くのは、本屋さん部分が全面に出て、いかに本を売るかと、図書館の本はずっと後に、陰のほうにというふうな形になっているという問題点も指摘されているようでありますので、そうした情報は収集しておりますので、そこについては間違いのないような形でという、決してそこでもうけてもらうというふうな、そういうことではない、純粋な意味での図書館というふうなことを考えていかなければならないと思えます。

それから、運営にかかわっている部分でありますけれども、このことについては、どのような組織を、どのくらいの力を持ったものにするかというふうなことについては、今後、検討していかなければならないと思えますし、ご指摘のような形で、決して任せっきりとか、言うなりになるとかというふうなことにはならないような形のものにしていきたいと、ちょっと今の段階ではその程度しか言えませんが、以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

升沢博子議員。

7 番（升沢博子君）

今、多賀城の例は、そういう例で、その中で審議会というものがというふうな、そういった葛屋図書館でも、そういう形できちっと押さえているということですから、それ以外にもきちんとした指定管理者がたくさんあるということも聞いております。

それで、さっき教育長もおっしゃったように、決して悪いところだけではありませんということで、今現在、岩手県、47都道府県の中で、唯一岩手県立図書館が、図書館流通センターという、

TRCというところが受託しておりますけれども、ちょっと最近、そのTRCのノウハウと聞いていますか、そういったところもちょっと聞いたり、調べたりしている中で、やはり、ちょっと今、手元にあるところなのですが、これも小さい町なのですけれども、図書館流通センターを受託したと。それで、館長さんが民間の方で、元航空会社かなんかに勤めていた方なのですけれども、非常におもしろいノウハウを持っていた方で、その図書館が非常に活性化をされたということで、この館長さんにお聞きしたところ、この図書館の特徴は、町がしっかりとしたビジョンを持ち、図書館への住民参加という意識が定着していると。そういったところでこの館長さんは非常に力を発揮できたということで書いております。

そして、答弁の中にもありましたけれども、ここの図書館では、小さな町ではなかなか専門的な司書とか、そういった専門職を育成することは非常に難しいという問題があると。この会社であれば、図書館専門の会社であれば、地元でスタッフを採用して、司書に育てることが可能であると。今では、司書資格のない職員を雇用して、会社のそういった研修制度で司書資格を取らせて、非常にいい業務を行えているという、そういったこともあるようです。これが指定管理者のメリットだというような、こういうこともあるわけなのですね。

ですから、申し上げたいのは、確かにもう30も50も、多分いろいろな会社があるのでしょうけれども、やはり信用性といいますか、そういうところをこれから審査する方々も、さっきご答弁いただきましたけれども、やはりきちっとした選定をしていただきたいということを思っていますが、この件について。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

そうした仕事にかかわっているさまざまな会社のすぐれたノウハウというのが、これはあるのだろうと思います。それを生かしていただきながら、なおかつ平泉ならではのいいですか、例えば現在の図書館でも非常にユニークな、今いろいろな引きつける魅力をとということで発信をいただいています。臨時の方々だけなのですけれども、館長含めて本当におもしろいなと思うような取り組みをしているわけで、そうしたものが融合されれば、ならではの本当に町の図書館、町民の方々がいっぱい集う図書館になってくれるのではないかなと、そういったことを望んでいきたいと思っておりますし、そういうふうになりたいものだというふうに思っております。

議長（佐藤孝悟君）

升沢博子議員。

7 番（升沢博子君）

ありがとうございます。そういう意味では、確かに指定管理を直営に戻したという図書館も、最近聞かれるようになってきておりますので、やはりそこで、きちんとそれを審査といいますか、それをさせていただくのが、やっぱりそういった審議会なり、協議会なりではないかというふうに思われますので、その辺はぜひとも検討していただくというふうに答弁いただきましたので、お願いしたいと思っております。

それから、選書について、水準書の中にも簡単には書かれておりますけれども、選書についてはどういうふうにも、職員の責任といいますか、そこをどういうふうにお考えか、示されていることを、ちょっと伺います。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

水準書の中には、どのような選書をしていただくかというふうなことについては、盛り込まれていないと、そのように思います。その運営する会社、手を挙げる会社が、こういう形で整えたいというふうなものは、多分出てくるだろうというふうに思いますので、最終的に、その優先権者を決定する段階でヒヤリングをしながら、もっとこうあってほしいというふうな提案はしていかなければならないかなと思います。

ただ、やっぱりどの程度、蔵書も含めて、その予算の範囲内というふうなことがあるだろうと思いますので、全てこちらの希望するものが整うかというふうなことについては、なかなかそれは難しい部分もあるかと思いますが、極力そういった形で話を聞きながら、こちらの要望を伝えて、そして、その上で選定をしていくというふうな形にしたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

升沢博子議員。

7 番（升沢博子君）

学校図書室との連携については、どういうふうなお考えでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

そこについても、まだ運営をする会社、どういうふうな提案をしてくるかということ、まだリサーチしておりませんので、こちら側とすれば、現在も町立図書館と学校図書館とが連携を図って、例えば町の図書館からじきじきに学校に対して、コンテナボックスに何台とかというようなことでやりとりをしているわけです。そうした予算も生かしていただくというふうなことをお願いすることもできるかなと、そうありがたいものだというふうに思っていました。

議長（佐藤孝悟君）

升沢博子議員。

7 番（升沢博子君）

ほかの図書館との連携ということも、非常に図書館の機能として要求されているところだと思いますので、もちろん小中学校の図書館との連携というのは、非常に大事なところだと思いますので、その辺はきちっと入れていただければというふうに思いますし、それから、今回は指定管理の図書館になるのですが、隣接する一関市とかの公立の図書館との、そういったつながりについては、どういうふうにお考えか。

議長（佐藤孝悟君）



岩渕教育長。

教育長（岩渕実君）

全く白紙というふうな、現在のところはですね。ただ、例えば隣の一関市の場合は、公立図書館が旧町村ごとにあるわけでありますが、そこで連携をとって、必要な図書がなければ、他の図書館から配送してもらうというやりとりをしているというふうに聞いております。そういうようなシステムというのが、それに平泉は加われるかどうかというふうなことも検討しなければならないと思いますが、当初そのシステムを一関で立ち上げたときは、国の補助があっただけです。これは、配送には、いわゆる宅配業者を使って図書館から図書館へ移動させたということで、補助がなくなったように聞いています。そうすると、莫大な費用が年間であると。その宅急便とか何かというのでかかるというふうなことを聞いておりますので、今どのような形で進められているかということ、まだ私も把握しておりませんが、可能性としてはあるだろうし、大変おもしろい試みだなと、そんなふうに思っているところでありますということで、これは研究課題というふうにさせていただきたいと思っております。

議長（佐藤孝悟君）

升沢博子議員。

7 番（升沢博子君）

今、答弁いただきましたように、非常に現在も図書館で手に入れられなかったというのを、一関のほうに行って借りることができたという話は、皆さんそういうふうに行っているようでございますし、やはり友人が言うことには、ぜひともそういったシステムの中に平泉が入れないものかという、そういうことを町民が望んでいるということも聞きますので、財源ですかね、そうなれば。そういうところもあると思うのですが、そこを検討できるのかということ。

それから、先日の説明の中に、ICタグは、これは要求しないというあれがありましたが、そのことについては、逆に町民に聞いてみると、一関はそれが、タグがついているから、もう人と接しない状態でそこにどんと置けば、全てもう記録されてすぐということなのだけれども、逆に平泉の場合は、人と人が顔を合わせる、バーコードで従来どおりという、それが人間的にいいのかななんて思ってみたり、そんな話題を町の中でやっておりますので、逆にこの間の説明の中に、ICタグは要求しないというので、ええと思ったのですが、やっぱりそういう声もあるということを感じたところではございますけれども、そういった連携のところをうまくとっていただければなというふうに思っております。

それでは、私の質問につきましては、本当に1点でございましたので、これで終わる形になるのですが、実は3月の議会の中で、教育長の答弁の中に、これからできる社会教育施設が、こういう答弁をされているのです。「まさにこれからの平泉の社会教育をどう考えるかということ考えたときに、いわゆる課題解決をどうするかというような、これから例えば役場が全てやるのではなくて、住民がどんどん減っていく中でも、自分たちの町をどうするかということを見ずから考えるというような場として、この施設を使いながら集って、それを行動化していくようなことが、これから未来の社会教育ではないか」と。

そういう部分を担うということは、まさにこれから開設まで3年間、時間があるわけですので、時間は十分あるので、町民あるいは議会でもそうなのですけれども、皆さんで議論を重ねた上で、小さくてもすばらしい機能の理想的な、町民が本当ににぎやかに集える施設、その中の図書館ということをつくっていただければなというふうに思います。

以上、私の質問はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（佐藤孝悟君）

以上で、本日の一般質問を終わります。

---

議長（佐藤孝悟君）

これで本日の日程は全て終了しました。

なお、次の本会議は明日7日、午前10時から引き続き一般質問を行います。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時52分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 佐藤 孝 悟

署名議員 高 橋 伸 二

同 升 沢 博 子